

学校危機に対する 対応のしかた

—危機管理マニュアル—



流山市立南部中学校

(目 次)

1	児童生徒の死亡事故等の対応	1～6
2	児童虐待・DV被害支援	7～12
3	学校防災全体計画	13
4	緊急対応体制・保護者対応	14～15
5	問題行動・いじめ	16
	流山市立南部中学校 いじめ防止基本方針	17～21
6	地震	22
	地震発生時の具体的対応（震度5強以上）	23～24
	緊急時最終確認担当者図	25
7	台風・竜巻・雷	26
8	熱中症発生時の対応	27
9	アレルギー症状（アナフィラキシーショック）	28～29
10	授業中の事故	30
11	転落・プール・冬季トレーニングでの事故	31
12	AEDの使用について	32
13	火災	33
14	不審者	34
15	光化学スモッグ・PM2.5	35
16	交通事故	36
17	感染症	37
18	薬品・刃物・運動器具・柵等の落下防止等の管理対応	38
19	体罰	39
20	セクシャルハラスメント	40
21	個人情報情報の漏洩	41
22	公金の扱い	42
23	マスコミ対応	43
24	全国瞬時警報システム（Jアラート）発令	44
	令和4年度主な医療機関連絡先	45～46

1 児童生徒の死亡事故等の対応の流れ

※ 流山市教育委員会、『児童生徒の死亡事故等の対応マニュアル』を参照

未然防止のための取組

- 教職員研修の充実、各種マニュアルの策定・見直し
- 安全教育の充実、安全管理の徹底
- 事故事例の共有（情報の集約・周知）
- 緊急時の対応に関する体制整備



☆事故発生直後の対応

- 応急手当の実施
 - 被害児童生徒等の保護者への連絡
- 教育委員会に事故を報告



☆初期対応時の対応

- 危機対応の態勢整備（教育委員会から危機対応チームを派遣）
- 事故現場の回避、人を配置しての見守り活動
- 全生徒、全教職員に対するカウンセラー等によるカウンセリング
- 臨時保護者会の開催等、速やかに正確な情報を保護者、児童生徒に説明
- 情報の公表及び関係機関との調整
- 学校による基本調査（教職員・児童生徒等への聴き取り等、調査開始から3日以内を目処に終了し、整理した情報を教育委員会に報告）

詳細調査への移行の判断（流山市教育委員会）



☆詳細調査（教育委員会主体）の実施・報告書作成



再発防止策の実施

- 学校、流山市教育委員会は報告書の提言を受け、速やかに具体的な措置を講ずる。
- 実施状況について、適時適切に点検・評価
- 被害児童生徒等の保護者への支援

※ 必要に応じて、保護者と学校双方にコミュニケーションを取ることができるコーディネーターを配置

児童生徒の死亡事故等発生時対応マニュアル

事件・事故発生

- ①発生した事態や状況の把握 ②症状の確認 ③応急手当 ④協力要請
⑤警察や救急車の要請 ⑥保護者への連絡

対応時期	学校					
	事案への対応	遺族等への対応	情報発信・マスコミ対応	その他への対応	心のケアへの対応	教育活動への対応
初期対応	<input type="checkbox"/> 事故現場に向かう <input type="checkbox"/> 搬送先の病院へ向かう <input type="checkbox"/> 役割分担の確認 <input type="checkbox"/> 記録開始（事実確認経過） <input type="checkbox"/> 対策会議（教職員間の情報共有） <input type="checkbox"/> 市教育委員会への報告 <input type="checkbox"/> 基本調査実施	<input type="checkbox"/> 事実の公表についての意向確認 <input type="checkbox"/> 葬儀等の意向確認 <input type="checkbox"/> 葬儀後の訪問 <input type="checkbox"/> 遺品について相談 <input type="checkbox"/> 事故の補償等確認指示 <input type="checkbox"/> 給食費・学級費・旅行費等の引き落とし停止 ※遺族への対応は管理職が行う。	<input type="checkbox"/> 警察発表内容の確認 <input type="checkbox"/> 遺族の意向確認 ※情報発信・マスコミ対応は市教育委員会が行う。	<input type="checkbox"/> 学校からのお知らせ文書 <input type="checkbox"/> P T A 役員への連絡 <input type="checkbox"/> 臨時保護者会の開催 <input type="checkbox"/> 問い合わせ対応 <input type="checkbox"/> 相談・面談窓口	<input type="checkbox"/> S C 等によるカウンセリング（全児童生徒・全教職員） <input type="checkbox"/> 心のアンケート実施 <input type="checkbox"/> 担任による面談等、継続態勢（全児童生徒）	<input type="checkbox"/> 事故現場の回避を含めた学路の対策 <input type="checkbox"/> 登校見守り態勢 <input type="checkbox"/> 教育活動の実施方針 <input type="checkbox"/> 子どもへの事実の伝え方
事後対応		<input type="checkbox"/> 長期的な専門的ケア <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹へのサポート <input type="checkbox"/> 災害共済給付の請求		<input type="checkbox"/> 保護者会等での情報提供		<input type="checkbox"/> 死と向き合う時間の設定

記録用紙の例

《個人の記録用紙の例》

1. 被害児童生徒等について、数日前からの本人の状況、当該事故に関連があるかもしれない事件・事故等、知っていることについて記載してください。

(例：〇日前から頭が痛いと言っていた、〇日前の体育の授業で頭をぶつけた等)

2. 事故の瞬間及びその前後に、自分がいた場所と、当該事故に対して、自分がしたこと、(他の職員の対応等の) 見たこと、聞いたことを、覚えている限り、全て記載してください。

時系列 (覚えていれば 時刻を記入)	自分が いた場所	したこと	見たこと	聞いたこと

《時系列での記録用紙の例》

事故発生日 : 令和 年 月 日 ()

被災児童生徒名 : 年 組 氏名

記録者 ()

※時系列で逐次記録する。

月・日	時刻	主な状況 (関係機関等の支援含む)	学校・教職員の対応	その他特記事項
		被害児童生徒等の状況や救急車の到着等の学校・教職員以外の対応を記載する。	学校・教職員が行った対応を記載する。 (対応者の氏名も記載する。)	情報源や事実が推察かの区別等を記載する。

〔記録に当たっての配慮事項〕

- 時系列で記録
- 正確な内容（事実と推察は区別しておく。不明なものには「？」を記入。）
- 箇条書きで簡潔な文
- 重要な箇所にはアンダーライン
- 情報源を「その他特記事項」に明記

再発防止策の実施状況の点検及び確認チェックリスト

第1 学校における再発防止策

(1) 自己肯定感や自己有用感を高めるための授業改善

- 新学習指導要領の「主体的・対話的で深い学び」を踏まえ、日々の授業や単元の中で、児童生徒が話し合いや発表、学習を振り返り、学習を評価できる校内研修を実施している。
- 学習のねらいを明確にすることで、児童生徒が「わかった」、「できた」を実感し、学習の達成度や伸びを感じることができ授業を行っている。
- 授業の中で、共に課題を解決する仲間関係を構築するために、ペアやグループでの話し合いを効果的に取り入れ、自ら学ぶ姿勢や協働意識を育む授業を行っている。

(2) 自己肯定感や自己有用感に関わる調査の実施

- 小学校5年生～中学校3年生を対象に、ストレスチェックを実施している。(年1回)
- 年2回、保護者面談を実施し、家庭の教育に関する考え方を把握し、児童生徒の指導に生かしている。
- 教職員を対象とする自己肯定感や自己有用感を高める授業改善を確認するアンケートを年2回行い、実践の状況を把握している。
- 年2回、小学校3年生から中学校3年生の全ての児童生徒を対象に、児童生徒の心の状態を把握するためのアンケート調査(hyper-QU)を実施している。
また、結果分析は、担任だけではなく学年等の組織で行い、教職員での情報共有を強化し、児童生徒の指導に生かしている。

(3) 信頼関係構築のための人間関係づくりの場の設定

- 市教育委員会主催の管理職を対象としたマネジメント研修を年2回受けている。
- 管理職のマネジメントのもと、教職員間で目標や成果、課題についての情報を共有しながら、組織作りを強化している。
- 地域及び関係機関、専門職と連携してチーム学校としての学校運営を行っている。
- 学校の課題について、積極的に児童生徒、保護者の意見を取り入れ、課題解決に取り組み、自己有用感を創り出している。
- 流山市GIGAスクール構想に基づき、1人1台タブレット端末環境を生かした人とのつながりを感じられる学習を実現している。
- ICTを活用した探究的な学習や体験活動等を実践し、「協働的な学び」を充実している。
- 不登校児童生徒支援も想定して、オンラインを活用した児童生徒への学習支援や教育相談等、人とのつながりを感じられる教育活動を積極的に取り入れている。
- 道徳、学校行事、学級活動等において、人間関係づくりに取り組んでいる。

<input type="checkbox"/> 発達段階に応じて、担任及びスクールカウンセラーによる全児童生徒への教育相談やカウンセリングを実施している。 <input type="checkbox"/> ゲートキーパーについての職員研修を4月中に実施している。 <input type="checkbox"/> 学校だより及び学校ホームページ、保護者会等でゲートキーパーの役割を保護者、地域の方々に周知し、地域全体で児童生徒の変化に気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげ、見守る環境を構築している。
<p>(4) キャリア教育の充実</p> <input type="checkbox"/> 地域の人材を活用しての職業調べや社会人・職業人インタビュー、ボランティア活動、職場体験などの体験活動等により、望ましい職業観を身に付け、個人の違いや多様性を認めた上で主体的に自分の価値や存在意義を発見させている。 <input type="checkbox"/> キャリアパスポートを活用し、小・中・高等学校の系統的な指導や小学校段階から発達段階に応じた指導を行っている。 <input type="checkbox"/> 中学校においては、年2回実施する保護者面談で「学び」への子どもの自律性を大切にしていくことを保護者と共有している。
<p>(5) 内発的動機づけを意識した指導</p> <input type="checkbox"/> 教職員と保護者が、内発的動機づけについて保護者会等で共有し、実際の指導に生かすことで、児童生徒の自己有用感を高めている。
<p>(6) 計画的な家庭教育の支援</p> <input type="checkbox"/> 関係機関と連携して、保護者の子育てスキルの向上、「命」をテーマにした内容、SOSを発した子どもに対しての具体的な救援要請方法について、家庭教育講座をはじめとした、家庭教育に関する講演や研修を推進している。

第2 制度・施策等の改正による再発防止策

<p>(1) 学校ごとの危機管理マニュアルの見直し</p> <input type="checkbox"/> 学校は、市教育委員会が作成した危機対応マニュアルを受け、自校の危機管理マニュアルを見直し、児童生徒の生命に関わるような重大な事故の発生時において、学校が主体的に対応できるようにしている。
--

- ※自己肯定感 : 自分の長所、短所等を受け入れて、自分自身を価値のある存在として肯定できる感情のこと。
- ※自己有用感 : 自分の存在が周りの人に役立っている、貢献していると認識できているときに、自分が有用だと思える感情のこと。
- ※ゲートキーパー : 悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。
- ※キャリアパスポート : 小学校1年生から高校3年生まで使用する、キャリア教育に関する活動を児童生徒が記録し蓄積する教材等。
- ※内発的動機づけ : 内面に湧き起こった興味・関心や意欲に動機づけられている状態のこと。
- ※外発的動機づけ : 他者からの評価や賞罰、強制といった外部からの刺激による動機づけのこと。

2 児童虐待・DV 被害支援

1. 学校及び教職員の早期発見義務と重要性

児童虐待防止法5条（児童虐待の早期発見等）

学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2. 児童虐待の分類

① 身体的虐待

首をしめる、殴る、ける、投げ落とす、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、食事を与えない、冬戸外にしめだす、縄などにより一室に拘束する、意図的に子どもを病気にさせるなど。

② 性的虐待

子どもへの性交、性器を触る又は触らせるなどの性的暴行、性行為の強要・教唆、性器や性交を見せる、ポルノグラフィーの被写体などに子どもを強要するなど。

③ ネグレクト

子どもの健康・安全への配慮を怠っている。（子どもの意思に反して登校させない、重大な病気になっても病院に連れて行かない、乳幼児を家に残したまま度々外出する、乳幼児を車の中に放置する。）子どもを遺棄する、同居人が虐待を放置するなど。

④ 心理的虐待

言葉による脅かし、脅迫、子どもを無視したり、拒否的な態度を示す、子どもの心を傷つけることを繰り返し言う、子どもの自尊心を傷つけるような言動、他の兄弟とは著しく差別的な扱いをする、子どもの前で配偶者に対し暴力をふるうなど。

3. 早期発見のポイント

虐待を受けている子どもは、言葉で直接訴えることはなくても、何らかのSOSのサインを出している。サインを見逃さないためには、子どもと接するときには虐待を疑う視点を持ち、「いつもと違う」、「何か変だ」と感じたときに、「もしかして虐待ではないか」とまずは疑ってみることから、始める。

また、健康診断時や救急処置や相談のために保健室へ来室した時などは、経年的に子どもの成長・発達や変化を確認、観察することができるため、虐待を発見しやすい機会と考えられる。

虐待にはどんな場合でも『不自然さ』を発見する。

・不自然な傷・あざ ・不自然な説明 ・不自然な表情 ・不自然な行動、関係

明確な理由がないのに学校を長期に欠席していて誰も子どもに会えていない、保護者が欠席の理由を連絡しない、職員が子どもや保護者と会おうとしても、保護者が会うことを拒否する、何度家庭訪問しても子どもに会わせることを極端に避けている場合も『不自然』なサインと見て対応する。

4. 対応にあたっての留意点

【保護者への対応】

- ・子どもが同席している場での質問や、保護者を責めるような質問は避ける。
- ・外傷原因の説明が、所見と矛盾する、二転三転する、子どもの説明と異なるなどの場合は、虐待を疑う。
- ・子どもが不利になるような発言は、避ける。
- ・DV被害の場合、夫等への個人情報保護の徹底を行う。

【子どもへの対応】

- ・子どもは本当のことを話さずらいことを十分踏まえ、誘導的な質問や問い詰めるような質問は避ける。

【校内の組織体制づくり】

- ・ 虐待の疑いを感じた場合は、一人で抱え込まず、早急に連携を図り組織で対応する。
- ・ 全教職員で児童虐待についての共通理解を図り、校内の役割を明確にする。
- ・ 学校医や学校歯科医等との連携を密にする。
- ・ 普段から児童生徒との信頼関係をつくり、相談しやすい環境づくりを行う。
- ・ 民生児童委員をはじめ、日頃から地域との連携を強化する。

5. 緊急性の判断

「子どもに危険があるとき」、「明らかに虐待とわかる状態」など、緊急性の高い場合は、直ちに児童相談所に通告し、子どもの安全確保を優先する。子どもの安全確保、死亡事故防止のためには、虐待はエスカレートするものだとすることを念頭に、どんな場合が危険か、緊急性が高いか、教職員が判断の目を持つ。

★ 緊急性の高い場合の例

- ・ 生命の危険や身体障害を残す危険があるとき
- ・ 極端な栄養障害や慢性の脱水傾向があるとき
- ・ 親が子どもにとって必要な医療措置をとらないとき
- ・ 子どもの家出や徘徊が繰り返されているとき
- ・ 性的虐待が疑われるとき
- ・ 子どもや保護者が保護を求め、訴える内容が切迫しているとき
- ・ 不登校で、家庭訪問でも子どもに会えない、子どもの状態がわからないとき

6. 通告

虐待かどうか判断するのは、学校等通告する側ではなく、通告を受けた児童相談所や市町村などが行う。法は、虐待を受けたと「思われる」場合でも、通告するよう求めています。「もし間違っていたら」、「虐待を証明できるようになってから」と、通告が遅れてしまうことにより、最悪の結果を招くことのないようにしなければなりません。

※性的虐待が疑われる場合には、あまり聞かずすぐに児童相談所へ通告する。

7. 通告先

緊急性が高い場合・・・ **児童相談所**

一時保護や施設への入所措置の権限、子どもの安全が確認できないときなどには、立入調査を行う権限もある。早急に家族との分離、保護が必要な場合は、児童相談所へ通告する。

緊急性が低い場合・・・ **流山市役所 子ども家庭課**

地域のネットワークで、関係機関と連携を図りながら在宅のまま、子どもや家庭に対する支援を行う場合には市町村へ通告する。しかし、両者は送致・援助要請で連携を図っているので、どちらへ通告しても、両方の機能を活用することができる。

8. 通告後の対応（子どもへの日々の関わり方）

- ・ 虐待の疑いがある子どもが7日以上欠席した場合は、速やかに児童相談所、子ども家庭課へ情報提供を行う。
- ・ 信頼関係を結び、安心感を持たせる。
- ・ 虐待から身を守る方法を助言する。
- ・ 努力や良い面を積極的に評価し、子ども自身の自己評価を高める。
- ・ 怒りへの適切な対応方法を習得させる。

9. DV への対応（加害者からの追求、訪問などの対応）

- ・児童生徒自身にも保護命令（接近禁止命令）が出ている場合は、相手方が学校を訪問すること自体が犯罪になる。
- ・学校側から相手方の情報を漏らしたり、訪問を促したり、承認するような言動をしない。
- ・相手方が学校を訪問してきたり、児童生徒を待ち伏せていたら、直ちに110番通報する。
- ・立会人から「これから訪問する。」等の電話等があった場合にも、速やかに警察に通報する。
- ・日頃から、警察との情報交換等、連携を強化しておく。

10. 児童虐待を把握したときの対応

対応の流れ	管理職	教職員
<p>○虐待の疑い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待の事実の把握 ・状況確認と報告 ・DVの事実の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員が1人で抱えこまないようにする ・学校内で協議の場をする ・虐待の証明はしなくても良い 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒からの状況を聞き、記録 ・チェックリストを活用し、虐待を見逃さない ・記録をもとに管理職に報告 ・協議の要請
<p>○学校内での相談、報告</p> <p>○検討、共通認識</p> <p>○組織の対応</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>校内サポートチーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校長 ・教頭 ・教務主任 ・生徒指導主任 ・教育相談主任 ・人権教育主任 ・学年主任 担任 ・養護教諭 など </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・事実確認 ・情報集約 ・現状の分析 ・関係機関への通報の決定と通報の実施 ・組織内チームの役割分担の決定（担任、養護教諭、スクールカウンセラーなど） ・必要に応じて支援チームの編成 	<ul style="list-style-type: none"> ・同僚への相談 ・協議の中での事実報告 ・協議の記録 ・児童へのケア ・個人情報保護の厳守
<p>○関係機関と協議及び対処方針の決定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会へ連絡 【通告（相談）】 ・児童相談所 ・こども家庭課 必要に応じて ・民生委員、主任児童委員 ・千葉県女性サポートセンター 	
<p>○関係機関と継続的な情報交換</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭支援のための関係者会議の開催 (要保護児童対策地域協議会、サポートチーム会議など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との情報交換 ・兄弟がいた場合、兄弟がいる学校などと情報交換を密にし、対応する ・状況を定期的に管理職に報告

12. 各機関での支援

柏児童相談所 柏市根戸 445-12 電話：7131-7175	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問、育児相談 ・家庭裁判所への申請 ・児童生徒の一時保護、児童福祉市悦の利用
流山市役所 指導課教育研究企画室 電話：7150-8388	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭相談、育児相談 ・家庭生活の支援 ・母子施設の利用 ・DV相談・支援 ・教育相談
病院	<ul style="list-style-type: none"> ・医療相談、傷害の確認 ・医療ケア、緊急入院
流山市保健センター 西初石 4-1433-1 電話：7154-0331	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問、育児相談 ・発育・発達相談 ・精神保健相談
流山警察署 生活安全課 流山市三輪野山 744-4 電話：7159-0110	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭内暴力などの相談 ・児童生徒の緊急保護
千葉県女性サポートセンター 電話：043-206-8002	<ul style="list-style-type: none"> ・DVの被害者支援

★ 児童虐待の早期発見のためのチェックリスト

1 被虐待児に対するチェック

全身	皮膚
<input type="checkbox"/> 低身長 (cm) <input type="checkbox"/> 低体重 (kg) <input type="checkbox"/> 栄養不良 <input type="checkbox"/> 事故 (骨折・外傷・脱臼等) を繰り返す <input type="checkbox"/> 服装が不潔 <input type="checkbox"/> 不衛生 (垢まみれ・ひどいおむつかぶれ・異臭がする。)	<input type="checkbox"/> 多数の打撲や傷、火傷痕 <input type="checkbox"/> 多数の小さな出血 <input type="checkbox"/> 不審な傷痕 (ベルト、紐、絞首、歯型、爪痕、櫛、つねり痕・ハンガー・ふとんタタキ) その他 () <input type="checkbox"/> 不自然な火傷、熱傷 (煙草、アイロン、熱湯) <input type="checkbox"/> 入浴していない。
心理面	
<input type="checkbox"/> 極端なおびえ <input type="checkbox"/> 情緒不安定 <input type="checkbox"/> 養育者を怖がる <input type="checkbox"/> 大人の顔色をみる <input type="checkbox"/> 凍りつく凝視 <input type="checkbox"/> 無表情 <input type="checkbox"/> 落ち着きがない <input type="checkbox"/> チックがある <input type="checkbox"/> 言葉の遅れ <input type="checkbox"/> 円形脱毛 <input type="checkbox"/> 夜尿 <input type="checkbox"/> 遺尿 <input type="checkbox"/> 遺糞 <input type="checkbox"/> 胃潰瘍などの心身症 <input type="checkbox"/> 反復性疼痛 (頭痛、腹痛など) <input type="checkbox"/> 自殺企図 (リストカット等) <input type="checkbox"/> 養育者との分離不安がない <input type="checkbox"/> 動きがぎこちない <input type="checkbox"/> 触れられることを異常に嫌がる <input type="checkbox"/> 自分からの発声や発語が少ない <input type="checkbox"/> 言動が乱暴・暴力的 (友人トラブル多い) <input type="checkbox"/> 養育者の在不在によって動きや表情が極端に違う <input type="checkbox"/> 年齢不相応な性的興味や言動がある <input type="checkbox"/> 誰にでも甘える <input type="checkbox"/> 繰り返し様々な体調不良を訴える <input type="checkbox"/> 異常に食べる <input type="checkbox"/> 知らない人にもべたべたする	

2 養育者に対するチェック

子どもへの接し方			
<input type="checkbox"/> 殴る・蹴る <input type="checkbox"/> 布団蒸しにする <input type="checkbox"/> 食事を与えない <input type="checkbox"/> 家に閉じ込める <input type="checkbox"/> 性交、性的暴力、性的行為の強要、教唆など <input type="checkbox"/> アダルトビデオを見せる <input type="checkbox"/> 子どもの自尊心を傷つける言動 <input type="checkbox"/> 子どもの意思に反して学校に行かせない <input type="checkbox"/> 適切な食事を与えない <input type="checkbox"/> 乳幼児を家に残したまま度々外出する <input type="checkbox"/> 泣いてもあやさない <input type="checkbox"/> 極端に不潔な環境で生活させる	<input type="checkbox"/> 投げ飛ばす <input type="checkbox"/> 溺れさせる <input type="checkbox"/> 縄などで縛り付ける <input type="checkbox"/> 性器や性交を見せる <input type="checkbox"/> 無視や拒否的態度を示す <input type="checkbox"/> 他の兄弟姉妹と著しく差別的な扱いをする <input type="checkbox"/> 季節にあつた服装をさせない <input type="checkbox"/> 重い病気を患っても病院に連れて行かない <input type="checkbox"/> 乳幼児を車の中に放置する <input type="checkbox"/> 下着など長期間不潔なままにする <input type="checkbox"/> 自分の気分で子どもに接する (ペット的な扱いをする)	<input type="checkbox"/> 熱湯をかける <input type="checkbox"/> 逆さ吊りにする <input type="checkbox"/> 過重な家事をさせる <input type="checkbox"/> ポルノの被写体にする <input type="checkbox"/> 家では全く衣服を着せない <input type="checkbox"/> 心を傷つける罵声を繰り返す <input type="checkbox"/> 心を通わせる罵声を繰り返す <input type="checkbox"/> 心を通わせる罵声を繰り返す <input type="checkbox"/> 心を通わせる罵声を繰り返す	<input type="checkbox"/> 冬戸外へ締め出す <input type="checkbox"/> 異物を飲ませる <input type="checkbox"/> 心を通わせる罵声を繰り返す <input type="checkbox"/> 心を通わせる罵声を繰り返す <input type="checkbox"/> 心を通わせる罵声を繰り返す <input type="checkbox"/> 心を通わせる罵声を繰り返す
養育者の様子			
<input type="checkbox"/> 子どものけがなどについて説明が不自然 <input type="checkbox"/> 虐待を認めない <input type="checkbox"/> 体罰を正当化する <input type="checkbox"/> 社会的に孤立している <input type="checkbox"/> 常に攻撃的 <input type="checkbox"/> 経済的に困窮している (就学援助を受けている)			

3 その他気づいたこと

3 学校防災全体計画

(1) 目的

本校の非常時災害に関する必要な事項を定め、生徒・職員の生命と安全を確保するとともに、防災に対する知識と意識の高揚を図り非常事態に対する心構えを養う。

(2) 防災の範囲

本計画では、通常の授業日を想定し作成した。放課後や部活動時では該当者が平日に準じて行う。

(3) 避難経路

避難経路を定め、各教室に掲示し、避難訓練時に周知徹底する。

(4) 災害発生時職員役割分担

役割	職員	内容
本部	校長 教頭	校長を長とし組織する。総指揮を執る。 関係機関との連絡を行う。
避難指導	教務主任（木村） 安全担当（山本）	避難場所の生徒の安全確保を行う。 第一避難場所：校庭 ※荒天時：体育館
特別支援学級生徒対応	特別支援学級担任（島田・ 荻草・徳田・猪瀬・杉谷） 介添員	生徒の避難・安全確保にあたる。
学習室生徒対応	長欠担当（武内）	生徒の避難・安全確保にあたる。
搬出	教頭 事務員（五十嵐・村山） 養護教諭（千野・豊岡）	非常持ち出し書類（鍵）を搬出する。 ・学校日誌 ・職員カード（履歴書）会計台帳 ・健康診断票
消火	管理担当 （山本・中田・田邊）	初期消火にあたる。
救護	養護教諭（千野・豊岡） 学年1名（柿沼・和出・ 諏訪）	救護所を設置し、救護にあたる。
警備	生徒指導担当 （平野・山本・青木）	現場付近のパトロールを行う。 二次被害の防止にあたる。

(5) 防災用具・防災設備の点検

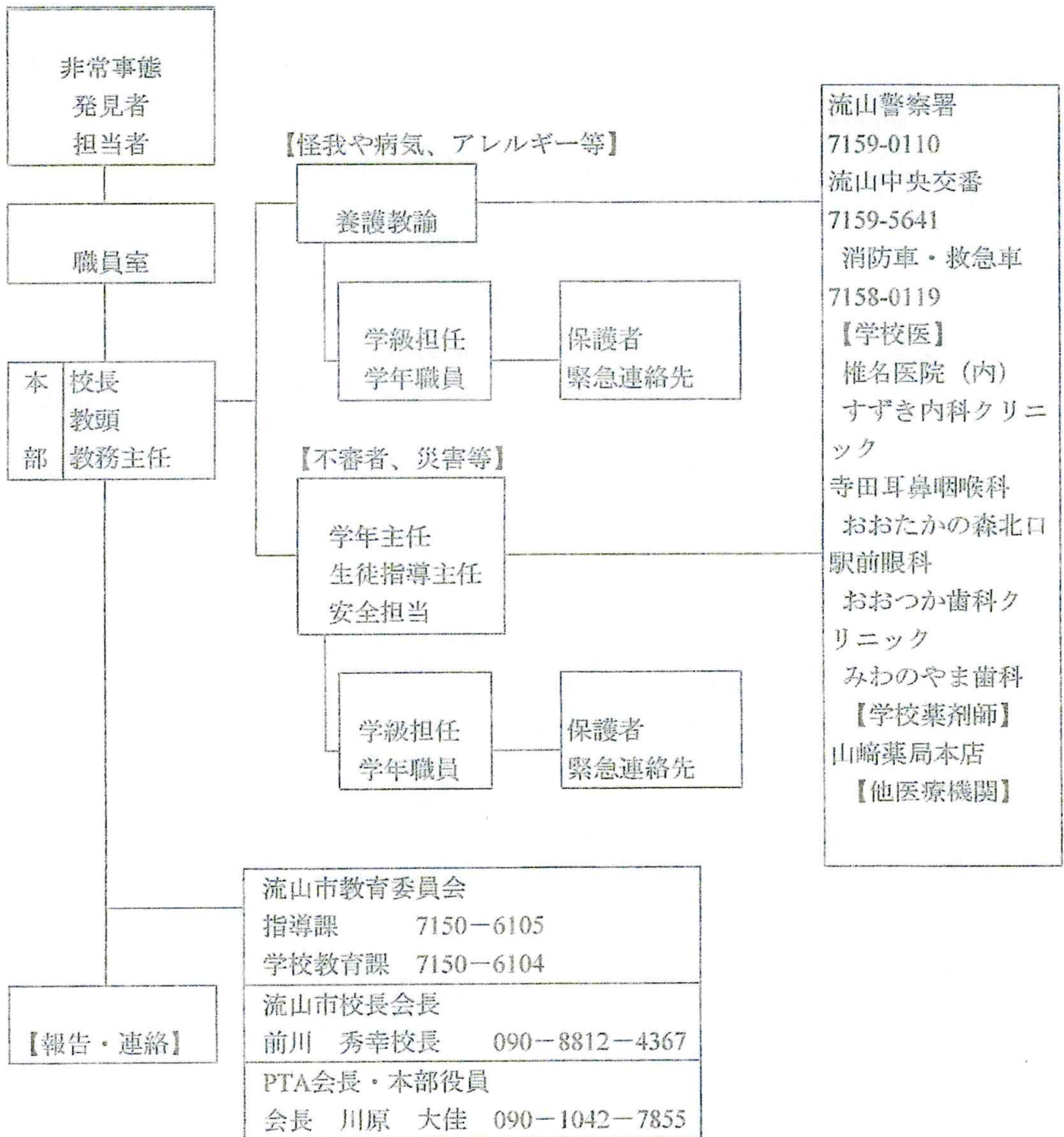
6か月ごとに点検し、不備なところは修理する。
専門業者による定期点検および管理。

(6) 防災訓練計画

第1回避難訓練 1学期（4月） 第2回避難訓練 2学期（9月）
第3回避難訓練 3学期（1月） ワンポイント（1学期に1回予定）

4 緊急対応体制

生徒の救護および安全確保を第一にする。二次被害を防ぐ
 速報 5W1H「いつ どこで 誰が 何を なぜ どのようにして どうなった」
 続報 「時系列にて事故経過を報告する」



全教職員	事実説明・対応説明・再発防止の指導
生徒保護者	事故被害生徒・保護者 PTA本部役員→保護者会計画

警察・裁判所	必要に応じて協力要請・補償問題
マスコミ	本部（校長・教頭・教務・生徒指導・学年主任） 窓口（教頭）会見（校長）情報発信一本化

5 問題行動・いじめ

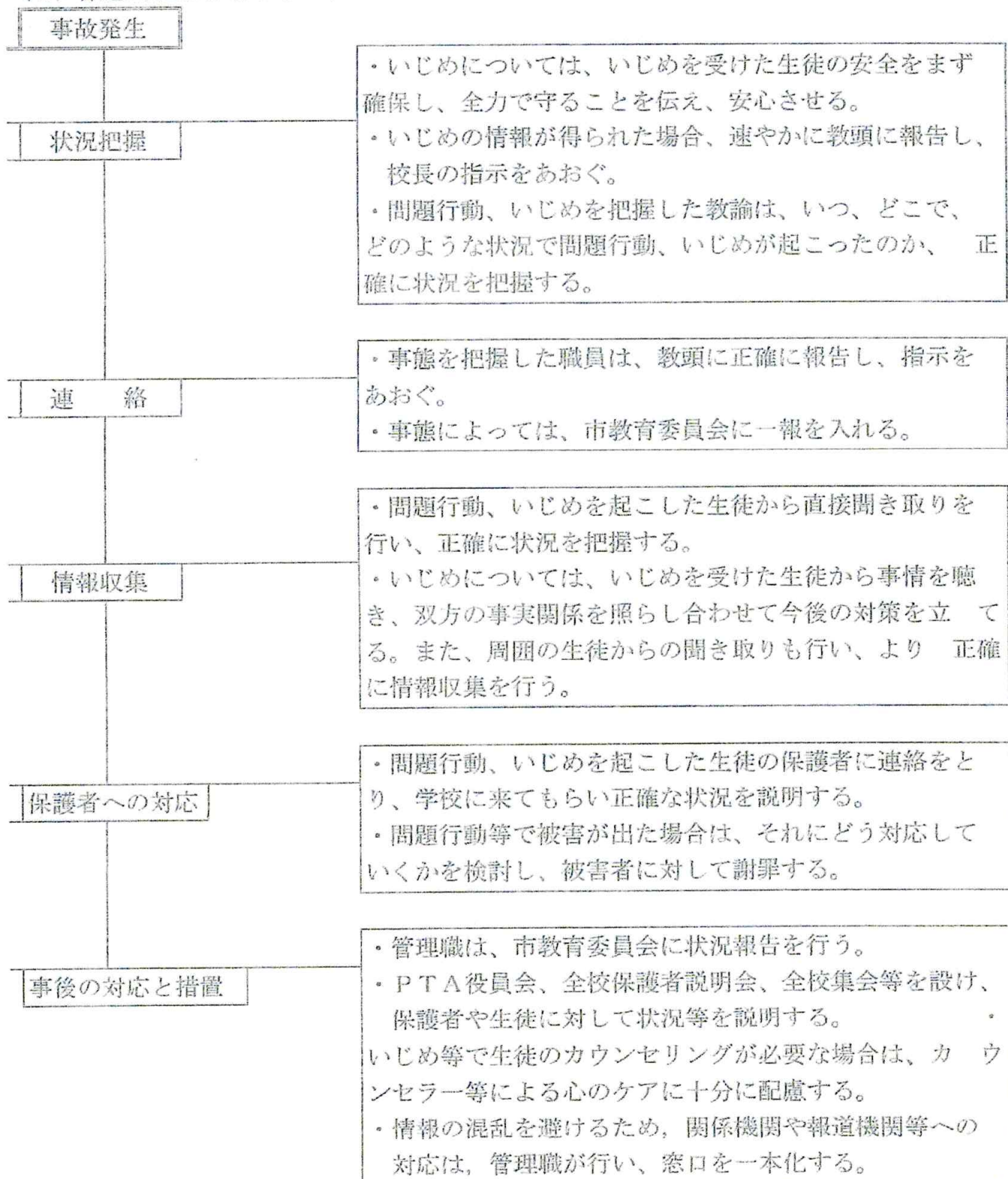
(1) 平常時におけるポイント

- ア 校内体制の確立
- ウ 生徒指導の充実

- イ 教職員の研修の充実
- エ 情報収集・緊急対応時の体制の整備

いじめについては、「南部中学校いじめ防止基本方針」に沿って、いじめを受けた生徒の保護を最優先として、迅速かつ丁寧に対応する。職員は、校長を中心として、組織的に対応する。

(2) 緊急時におけるポイント



流山市立南部中学校 いじめ防止基本方針

令和 4 年 4 月 1 日

流山市立南部中学校は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 13 条に基づいて、いじめ防止基本方針をここに定める。

「南部中宣言」

いじめを防ぐために南部中生として目指す姿（令和元年度生徒会アンケートにより作成）
みんなで作ろう 仲間の輪 ～なくそう、ただの傍観者～

1 いじめの定義といじめ防止対策の基本的な方針

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第 2 条）

いじめは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であつて、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。（文部科学省；「いじめの防止等のための基本的な方針」より）

(2) いじめ防止対策等の基本的な方針

いじめは人権侵害であり、生命又は心身に重大な危険を及ぼす可能性がある。よって、本校ではいじめを許さない学校にすることを宣言し、いじめを生まない風土づくりに取り組むと共に、早期発見・早期解決により、いじめで苦しむ生徒を出さないようにする。

2 いじめ防止における日常の対策

- (1) 夢や目的をもち、生き生きとした生活づくりを推進し、思いやりの心を全ての教育活動を通して育むように努める。
- (2) みんなで良くなる、共に伸びるというイメージを全ての生徒が共有し、お互いの成長によりよく関わられるように指導に当たる。
- (3) 自尊感情（自己肯定感）を高める。
 - ①生活に夢や目標を持たせる。
 - ②生徒の良さを積極的に認め、ほめる指導を行う。
 - ③生徒指導の機能を生かした授業の展開に努め、わかる授業、充実感を持てる授業づくりを行う。
- (4) 学級経営の充実
 - ①他者を大切にする情を育み、いじめを生まない風土づくりを行う。
 - ②「共に伸びる」という視点で、集団づくりに当たる。
 - ③生徒が安心・安全に生活できるようにすることを学級経営の柱とする。
- (5) 学校行事や特別活動等を通じて自治的に活動する能力を高める。
- (6) 部活動の中で存在感・所属感を持てるように指導に当たる。また、目標に向かって切磋琢磨する中にも仲間を思いやることを教える。
- (7) 教師の言動がいじめにつながることはないよう細心の注意を払い、教育活動に当たる。
- (8) ライン、メール、SNS 等も含め、人の悪口は言わない、書かない、伝えないことを徹底する。

- (9) 道徳の時間にいじめ防止につながる授業を学期に1回以上行う。
(10) 保護者会等で、いじめに関する情報の提供や家庭での見守りを願う。

3 いじめの早期発見・早期対応の在り方

- (1) いじめは日常生活の何気ない中で起こる。いじめは、「いつでも、どこでも、誰にでも起こりうる問題」として、常に危機意識をもって、教師は学校生活の中で変化を見逃さないようにする。気になる変化が見られた場合は、該当生徒に声をかけ、変化の原因をつかむため個別面談を随時行う。保護者は家庭生活の中で、生徒の生活に注視し、気になることがあれば担任等学校の職員に相談し、情報を共有し、互いに連携していじめの早期発見に努める。
- (2) 学校生活アンケートを年間2回実施、それぞれのいじめの事案に対し、聞き取り調査を行い、組織的に対応し、早期解決を図る。また、hyper-QU テストを年間2回実施し生徒理解に努める。生徒の在学中における十分な情報による適切な生徒指導を行うために、アンケートは、当該年度の翌年から起算し、5年間保存とする。
- (3) いじめにあった生徒、またはいじめを見かけた生徒は、速やかに担任教師等に申し出る。
- (4) 1、2学期に教育相談期間を設け、生徒及び保護者との面談を行う。
- (5) スタディライフ（学習と生活の記録）を担当が毎日集め、目を通し、いじめの把握に努める。
- (6) 校内に相談室を設け、SCによる相談窓口としている。
- (7) いじめの情報が得られた場合、速やかに校長に報告し、対応策を協議し、対応に当たる。
- (8) いじめに対する措置
- ①事実の一報は、発見者→担任(関係職員)→生徒指導主任→教頭→校長へ
→学年生徒指導→学年主任
- ②学年主任は生徒指導主任と連携して、学年職員等が分担し、事実を調査・把握、その後には生徒指導主任(学年主任)が教頭、校長に報告する。
- ③指導については、学年生徒指導を中心に学年職員等関係職員で行う。
- ④いじめの被害生徒を守る。また、いじめが継続している場合は、いじめをやめさせるよう全校体制・全職員が一体となって指導や見守りに当たる。
- ⑤加害生徒の人権にも十分配慮し、複数の教員で聞き取りや指導に当たる。
- ⑥加害生徒、傍観していた生徒に対する主な指導事項
- ・いじめたことについて、心から反省し、きちんと謝罪させる。
 - ・いじめは相手を傷つける。また、自分の人格形成にも悪影響を及ぼす行為であることを理解させ、やめさせる。傍観者に対しても止める、知らせる気持ちを強くもつことを伝える。
 - ・いじめなどせず、他者も大切に生き方を求め、そうすることで自分も成長し、他者も成長できることを伝える。
 - ・いじめがあると授業や部活動等、学校が普通にできなくなり、お互いに不幸だということを伝える。
 - ・今後は自分の周辺でいじめがなくなるよう、しっかりした気持ちで行動させる。
- ⑦当該生徒の保護者にはいじめの事実と指導方針について、丁寧で誠実な対応をする。
- ⑧いじめの指導後、被害生徒及び加害生徒については家庭での見守りを保護者に願うし、気になることがあったら学校に連絡することを伝える。

⑨関係諸機関と連携は、校長の判断で素早く行う。特に緊急性のある犯罪行為等がある場合は、速やかに教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

⑩いじめの被害生徒の心の安定には、学校のスクールカウンセラー等がケアに当たれる環境をつくる。また、相当な期間、全職員による見守り活動を行う。

⑪いじめに関する出席停止の措置については、学校教育法第35条及び流山市小中学校管理規則第26条に沿って行う。

(9) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

南部中ルール（スマートフォンを使用する上でのルール。令和元年度生徒会アンケート）に従い、

①書き込みは相手のことを考えて行う。

②情報を鵜呑みにしない。

③何かあったときはスクリーンショットを撮る。

を意識させる。また、危険を感じたら、保護者や教師等へすぐ相談するよう南部中ルールの遵守を徹底させる。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、及びいじめにより生徒が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合をいう。（いじめ防止対策推進法第28条）

(2) 重大事態への対処

①重大事態の発生を流山市教育委員会に速やかに報告する。

②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査（アンケート、聞き取り）を行う。

④上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対して、事実関係等について、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

※発生時～対応までの議事録を作成し、適切に記録する。

(3) いじめ解消の定義

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間が継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。

②被害者が心身の苦痛を感じていないこと

被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

5 いじめ防止対策会議の設置【校内いじめ防止対策委員会】

(校内いじめ防止対策委員会の活動方針)

・いじめに関する相談・通報の窓口となる。

・いじめの情報があつた際には速やかに会議を開き、情報の共有、関係生徒への事実関係の聴き取り、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応などが組織的に実施できるようにする。

・会議を週に1回程度実施し、生徒のいじめに関する情報を定期的に共有し、いじめ防止に努める。

・会議では議事録を作成し、情報を適切に記録する。

(1) 校内いじめ防止対策委員会の委員は、以下を基本とし、個々の事案に応じて、関係の深い職員を追加する。

校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーター他

(2) 年度末に、いじめ防止基本方針の見直し、いじめに関わる生徒指導における課題解決の方策等の検討を行う。また、必要に応じて随時開催する。

6 令和4年度 いじめ対策年間計画

■：教職員間の活動 ○：児童・教職員・保護者の活動

月	実施計画	学校行事
4月	<ul style="list-style-type: none"> ■校内いじめ対策会議 ・職員全体のいじめ対策への共通理解 ■校内研修（いじめの早期発見・早期対応） ○学級のルール作り ○学校全体への生活のルールや、情報モラル、いじめ防止の集会 ○stand by アプリの周知 	始業式 入学式
5月	<ul style="list-style-type: none"> ■校内いじめ対策会議 ○教育相談実施 	林間学園
6月	<ul style="list-style-type: none"> ■校内いじめ対策会議 ○学校生活アンケート ■校内授業研究 	市内大会 修学旅行 定期テスト
7月	<ul style="list-style-type: none"> ■校内いじめ対策会議 ・1学期のいじめ対策の状況確認 ○3年生三者面談 ○hyper-QUの実施・分析 	葛北大会 終業式
8月	<ul style="list-style-type: none"> ■校内いじめ対策会議 ○心配な生徒への連絡 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ■校内いじめ対策会議 ○夏休み明けの生徒の変化を把握 	始業式 避難訓練 体育祭
10月	<ul style="list-style-type: none"> ■校内いじめ対策会議 ○学校生活アンケート ■校内授業研究 	まほろば祭
11月	<ul style="list-style-type: none"> ■校内いじめ対策会議 ○教育相談実施 ○hyper-QUの実施分析 ○生徒会によるいじめ防止スローガン作成 	定期テスト
12月	<ul style="list-style-type: none"> ■校内いじめ対策会議 ・2学期のいじめ対策の状況確認 	終業式
1月	<ul style="list-style-type: none"> ■校内いじめ対策会議 ■校内授業研究 	始業式 3年定期テスト
2月	<ul style="list-style-type: none"> ■校内いじめ対策会議 ・次年度に向けたいじめ防止基本方針の見直し 	1・2年定期テスト
3月	<ul style="list-style-type: none"> ■校内いじめ対策会議 ・年間のいじめ対策状況の振り返りと、継続指導内容の確実な引き継ぎ ■小中高の情報交換、指導要録の引き継ぎ 	3年生を送る会 卒業式 修了式

※セクハラ・体罰アンケートについては随時実施していきます。

7 その他

(1) この方針は、毎年、いじめ防止対策会議等で見直し、改善を図っていく。

(2) この方針は、学校のホームページで公表する。

(3) 外部機関のいじめの相談窓口

- ・千葉県こどもと親のサポートセンター（24時間） 0120-415-446
- ・子どもの人権110番（全国共通） 0120-007-110
（千葉県法務局内 月～金 8:30～17:15）
- ・ヤング・テレフォン 0120-783-497
（千葉県警察少年センター 月～金 9:00～17:00）
- ・千葉いのちの電話（24時間） 043-227-3900
- ・チャイルドライン千葉 0120-99-7777
（月～土 16:00～21:00）
- ・流山市いじめ防止相談対策室 TEL 04-7157-1683
FAX 04-7150-0809

6 地震

(1) 平常時におけるポイント

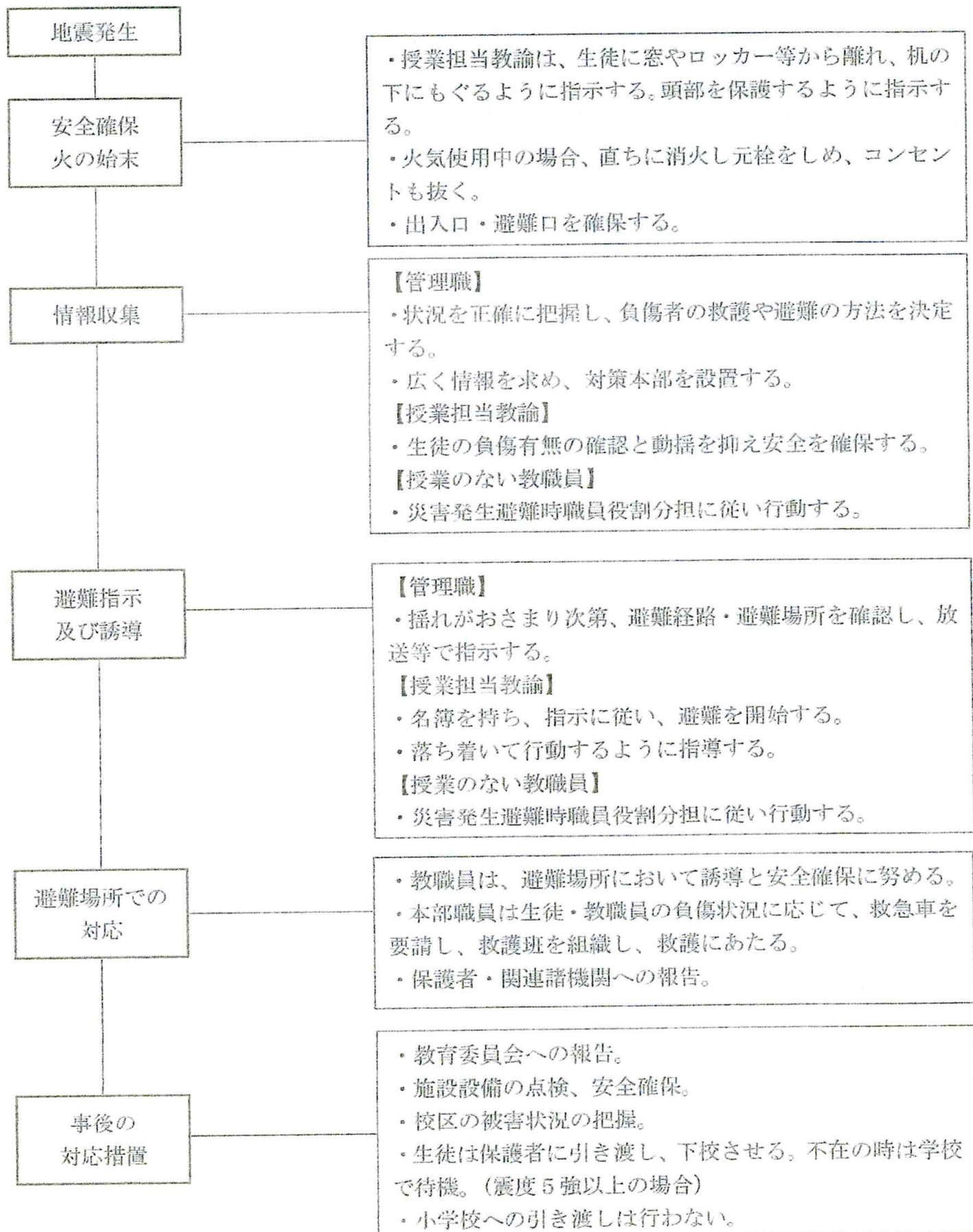
ア 防災体制の確立

ウ 実践的な避難訓練の実施

イ 管理・運営体制の確立

エ 教職員の訓練の実施

(2) 緊急時におけるポイント



地震発生時の具体的対応(震度5強以上)

流山市立南部中学校

1 生徒の安全確保

(1) 学校内に生徒がいるときの対応

<1次避難> ぐらっと大きな揺れが来たら(身の安全の確保)

生徒→①各自一次避難

教室にいるとき→机の下に身を隠す。机の足を両手でしっかり持つ。

教室以外の校舎内にいるとき→落下物、倒壊物から離れ、しゃがんで動かない。

職員→①理科室、調理室、調理場等で火を使っている場合は、直ちに火を消すよう指示。

②職員室にいる放送機器の最寄りの職員が、一次避難の放送を入れる。

③活動場所にいる職員は、1次避難の指示を出す。

④校舎内にいる生徒の居場所に行ける状況ならば、駆けつけ、安全指導を行う。

<2次避難> 揺れがおさまったら

①放送機器が使える場合

放送にて、2次避難の指示(教頭、教務または職員室放送機器の最寄りの職員)

雨・雪が降っていないとき→校庭

雨・雪が降っているとき→体育館及び武道場(2・3年生→体育館、1年生→武道場)

②放送機器が使えない場合

ハンドマイク等で2次避難の指示(職員は大声で指示のリレーをする)

③火災が発生したら、最寄りの職員は消火に駆けつける。避難誘導は他の職員に依頼。

依頼できない場合は、生徒だけで避難させる。

<2次避難後>

待機場所にて

① 担任は点呼→学年主任→教頭に報告

「〇年〇組在籍〇名 欠席者〇名 or なし 全員います or 現在〇名～～がいません。」

②不明生徒がいる場合

校長(教頭)の指示で、緊急時職員配置に則り、複数の職員で搜索する

③ 地域の安全確認(火災・通学路の状況・倒壊物等) ※原則職員2名で確認する

・流山1～6、9丁目方面……………青木・長谷川

・西平井、流山933～1155番地方面…山本・西ヶ迫

・加方面……………中泉・中田

・平和台1～5丁目方面……………土屋・田邊

・三輪野山1～5丁目……………杉谷・黒澤

④ 次の揺れが予想されるので、外が避難場所の時、1時間程度は校庭で待機。

⑤随時、メール配信・電話連絡・ホームページ等の可能な方法により連絡をする。

(2)登校前の時点での対応

①生徒は自宅待機。

②学校および通学路の安全が確認でき次第、メール配信・電話連絡・ホームページ等の可能な方法により、自宅待機・授業再開等、今後の対応についての連絡をする。

(3)登校時・下校時の対応

生徒はそれぞれ安全と判断した場所に待機する。地震発生時に学校にいた生徒は、学校に待機。その後は、上記(1)に従う。

2. 職員の動き

(1)通勤途中で大地震→学校に駆けつけ、勤務することを原則とする。

【一次出勤者】・・・校長、教頭及び、徒歩・自転車等で30分以内に学校に来られる職員

武内 仁、横井 直輝、衣幡 美珠紀、福永 めぐみ、伊藤 真理子、高橋友紀、松村 悠子、木村 康太、徳田 宏美、山本 安雄、苅草 由依、佐藤 菜摘、田邊 康也、千野 優美

【二次出勤者】・・・徒歩・自転車等で60分以内に学校に来られる職員

岩瀬 光義、及川 卓也、海野 瑛里、中泉 聡史、黒澤 成、青木 佑介、平野 岳西ヶ迫 勇輝、土屋 拓未、佐藤 美咲、長谷川 凌也、豊岡 はるな

【三次出勤者】・・・その他の職員

大野 伸子、平井 利明、田中 良雄、河崎 扶砂子、清野 薫、金子 邦晃、島田 由希子、洞下 朋範、諏訪 琴美、矢部 麻美、藤代 希望、柿沼 里麻、荒井 孝平、中田 悠斗、川高 英子、中川 匠美、杉谷 直信、和田 萌、猪瀬 正順、村山 聡美、五十嵐 夏乃

(2)退勤途中→自宅近くなれば家族の安否を確認し、学校に駆けつけ生徒の安全確保・安否確認・避難所開設等事後対応に当たることを原則とする。学校近くなれば、学校に戻り、状況把握に努め、事後対応に当たる。

(3)自宅にいるときに大地震→学校に駆けつけ避難所開設等事後対応に当たることを原則とする。

※1 上記のいずれの場合も、家族その他の緊急の手助けを必要とする状況が身近にある場合はその支援を優先し、支援の必要がなくなり次第学校へ駆けつける。また、自分自身が重篤な状況の場合は勤務を要しない。

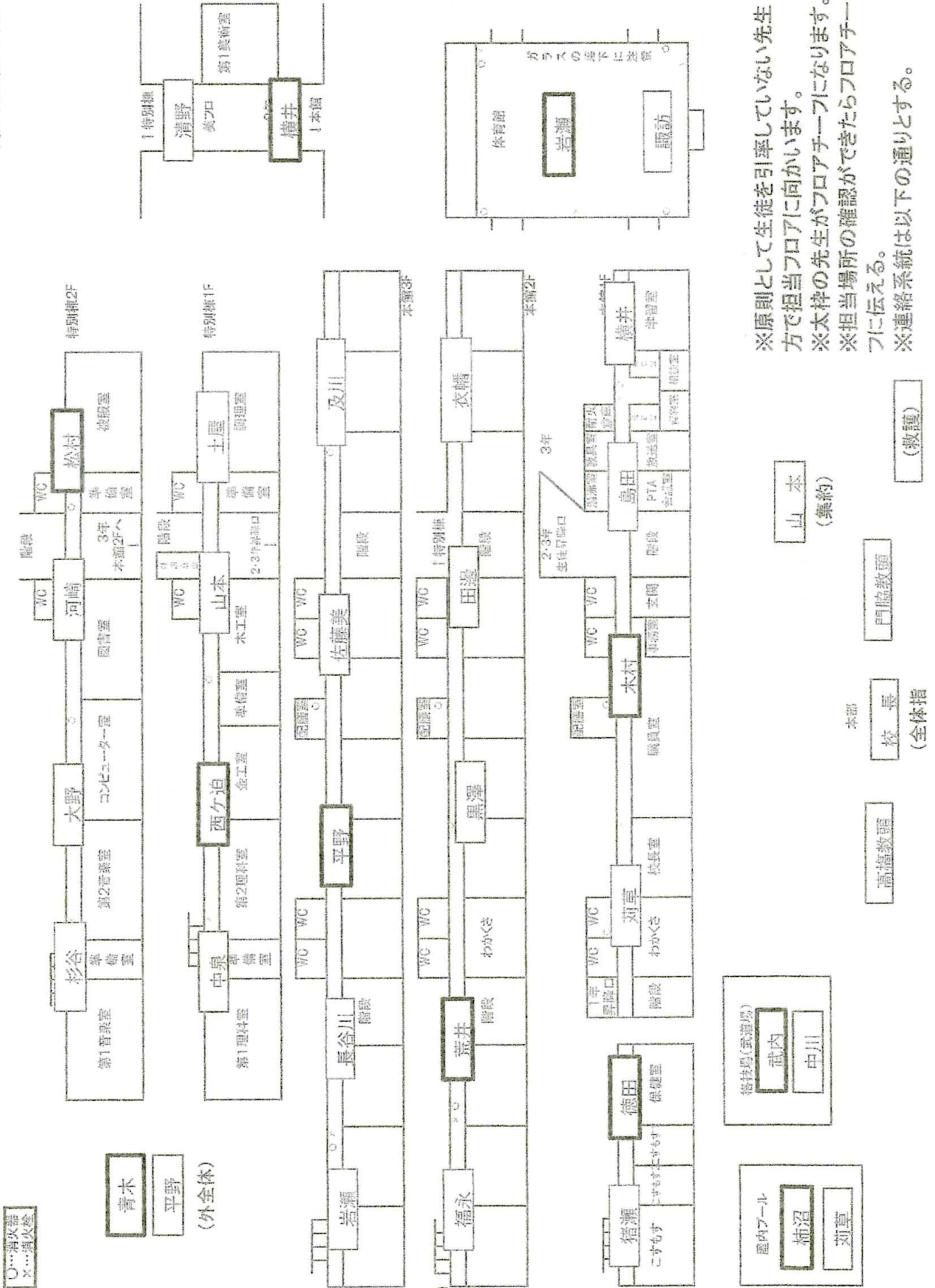
※2 電車不通、道路寸断等、勤務が不可能な場合は、状況が回復次第出勤する。

※3 勤務が不可能な場合は、連絡手段が回復次第、学校に状況を連絡する。

※4 職員は宿泊の用意を整えておく。

R4 緊急時最終確認担当者

流山市立南都中学校



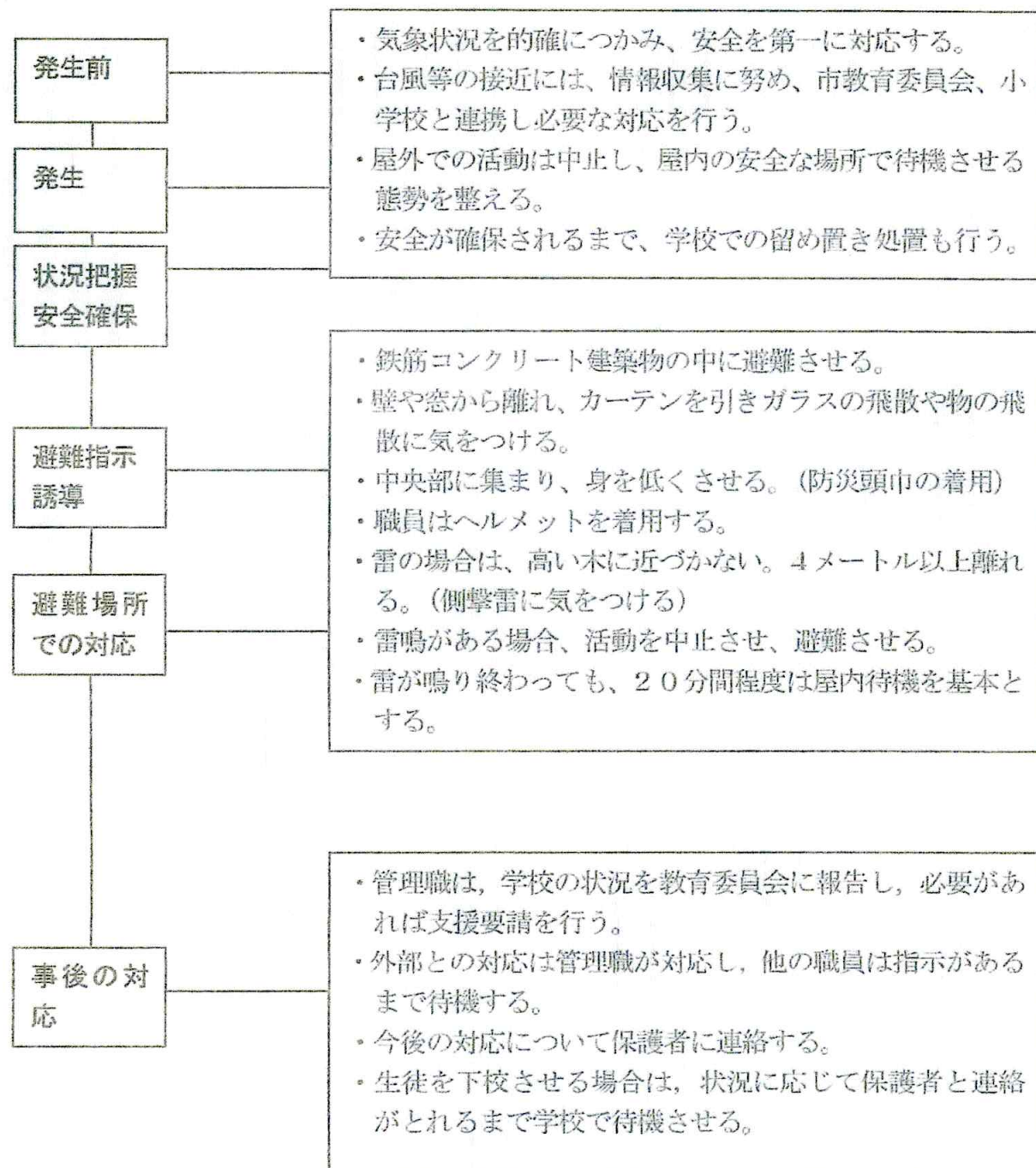
※原則として生徒を引率していない先生方で担当フロアに向かいます。
※太枠の先生がフロアチャープになります。
※担当場所の確認ができたらフロアチャープに伝える。
※連絡系統は以下の通りとする。

7 台風・竜巻・雷

(1) 平常時におけるポイント

ア 防災体制の確立 イ 実践的な対応訓練及び避難訓練の実施

(2) 緊急時におけるポイント



8 熱中症発生時の対応

(1) 平常時におけるポイント

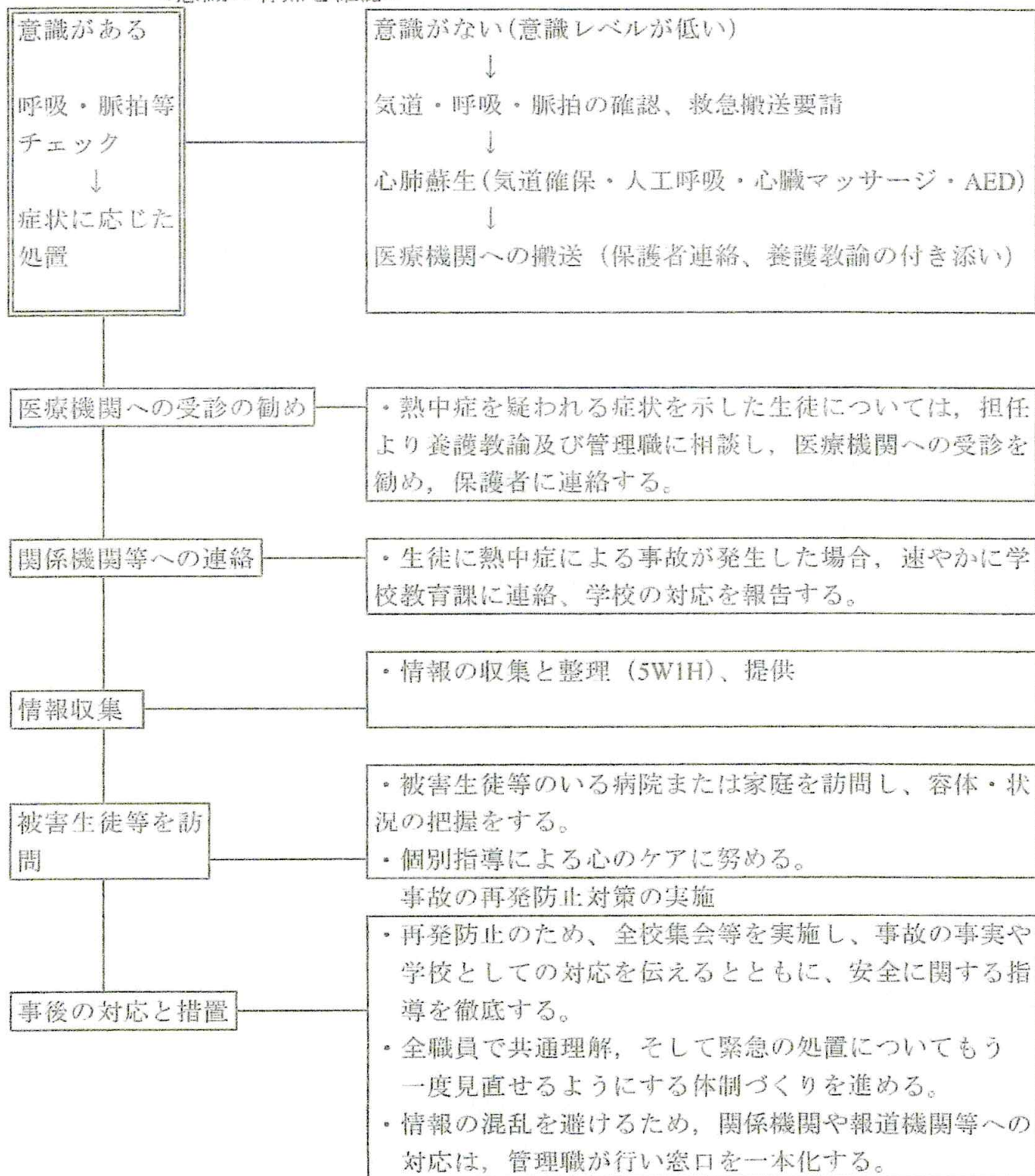
- ア 生徒の健康管理
- ウ 保健指導の充実

イ 教職員の健康管理

エ 情報収集・緊急対応時の体制の整備

(2) 緊急時におけるポイント

<意識の有無を確認>

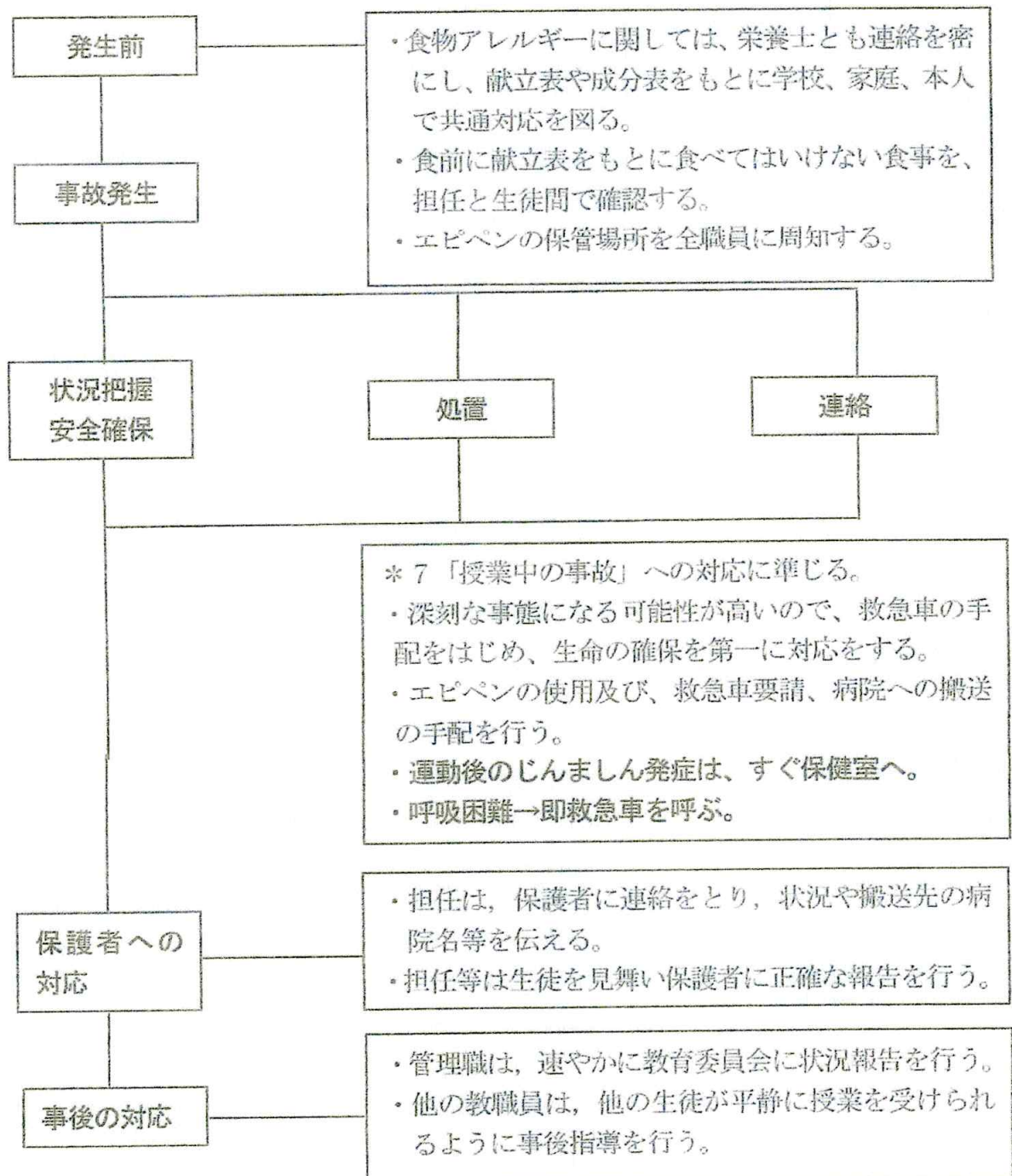


9 アレルギー症状（アナフィラキシーショック）

(1) 平常時におけるポイント

- ア 医療機関及び家庭との連携
- イ 栄養士・担任・保護者・生徒との情報共有及び給食対応
- ウ 発症対応態勢づくり
- エ エピペンの使用研修
- オ アナフィラキシーショックに関する職員研修

(2) 緊急時におけるポイント



(3) 第1発見者が行うこと

- ①寝かせる。(吐き気や嘔吐がある場合は、横向きにする)
- ②子どもから目を離さず、一人にしない。
 - ・なるべく動かさない・・・足を高くして寝かせ時刻を確かめ記録する。
- ③大人を呼ぶ(大声を出す、生徒に頼むなどして助けを呼ぶ)
 - ・一人で対応しようとするしない。
- ④内服薬・エピペンを持参している場合は、すぐに用意する。
 - ・内服薬が処方できない状態であればエピペンを打つ。
 - ・重篤な状態、全身症状(意識がない、痙攣)が出た場合はすぐに救急車を呼ぶ。
 - ・万が一のためにAEDを用意する。
- ⑤子どもの観察を続け、できれば様子を記録する。(時間の把握)

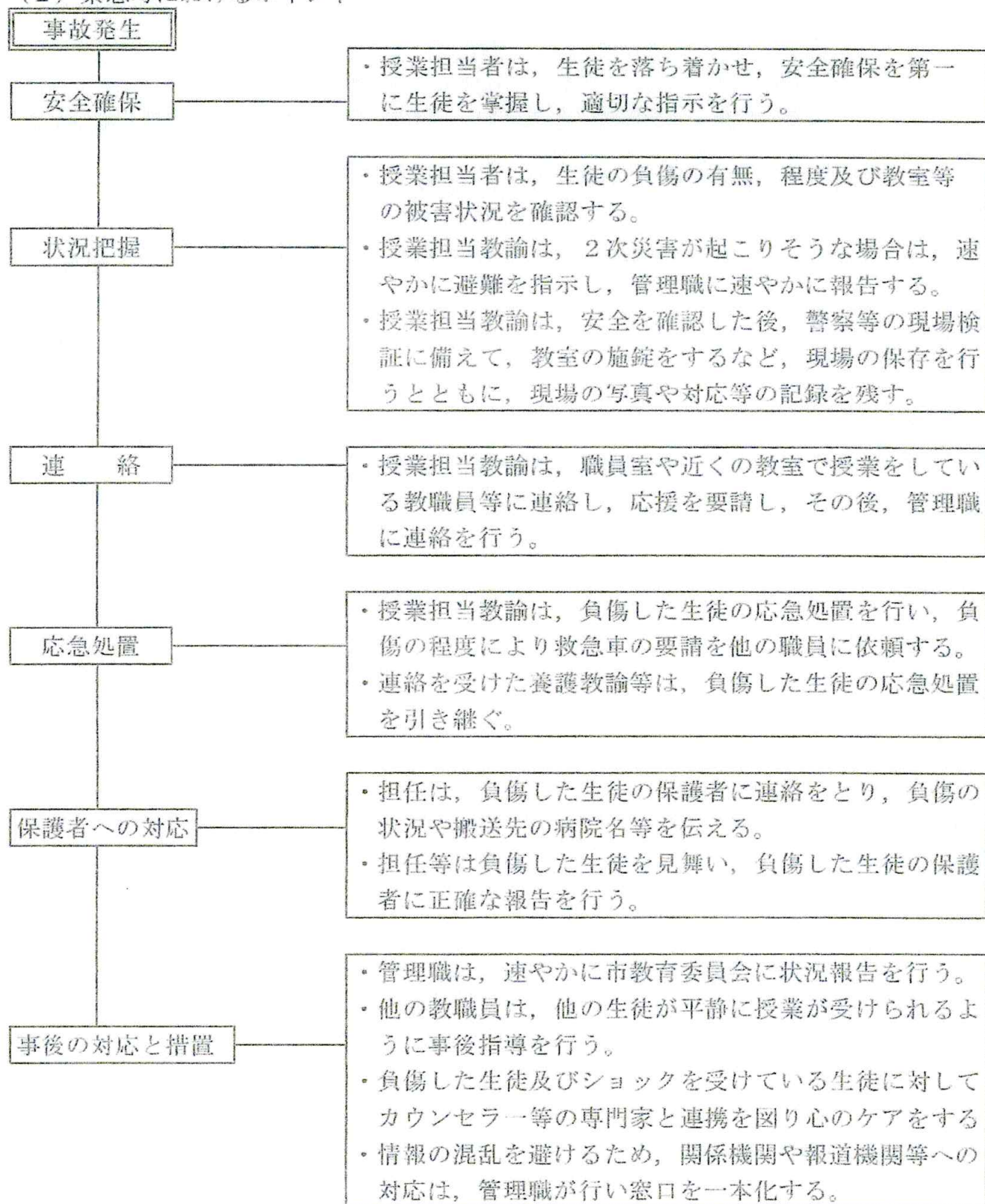
※食物アレルギー等の症状、エピペンの使用については別紙を参照(4/3配布)

10 授業中の事故

(1) 平常時におけるポイント

- ア 指導計画の作成
- イ 授業前の安全確認
- ウ 生徒に対する授業中の安全指導
- エ 授業後の安全確認

(2) 緊急時におけるポイント

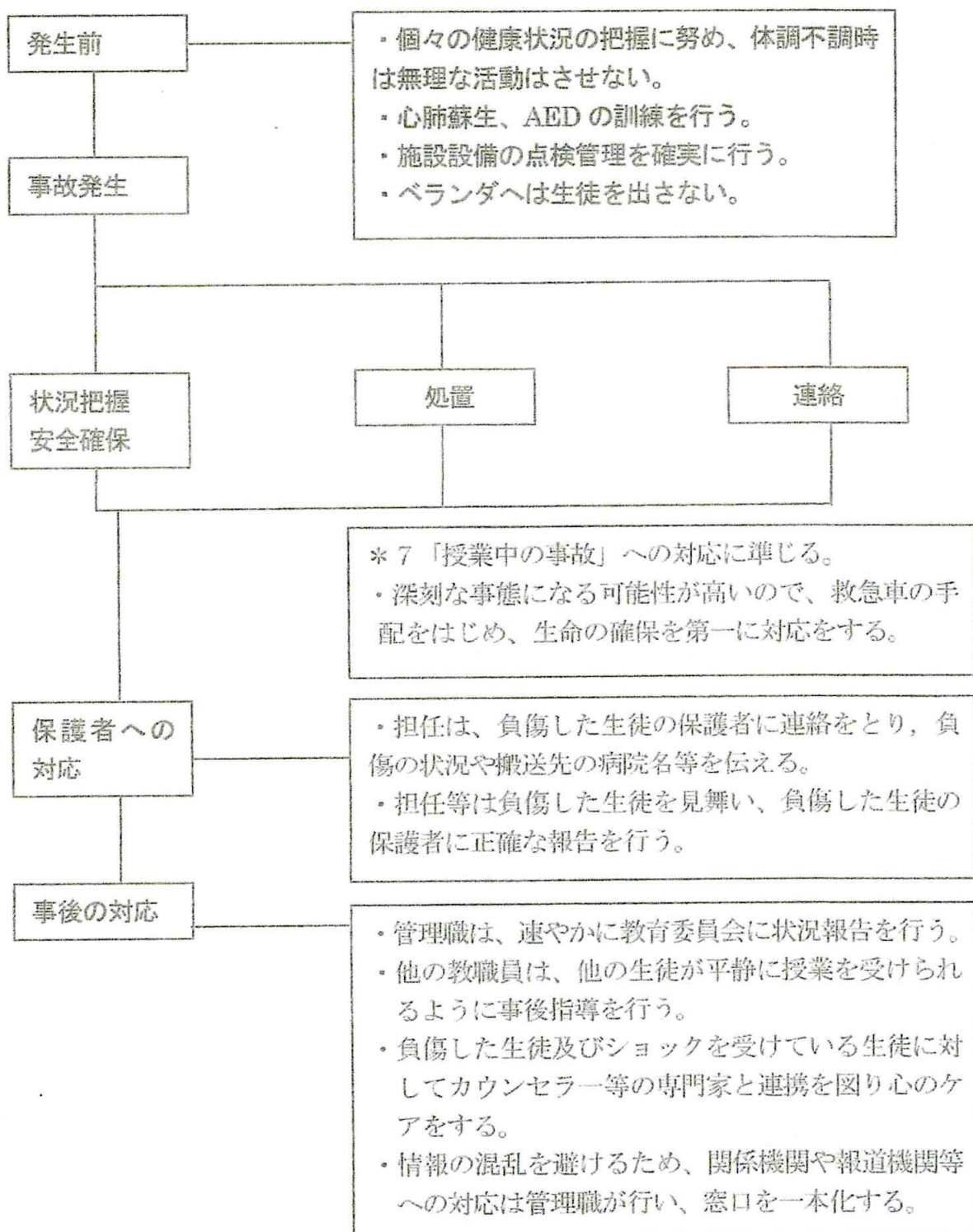


1.1 転落・プール・冬期トレーニングでの事故

(1) 平常時におけるポイント

- ア 指導計画の作成
- イ 授業前の安全健康確認
- ウ 生徒に対する授業中の安全健康指導
- エ 授業後の安全健康確認

(2) 緊急時におけるポイント

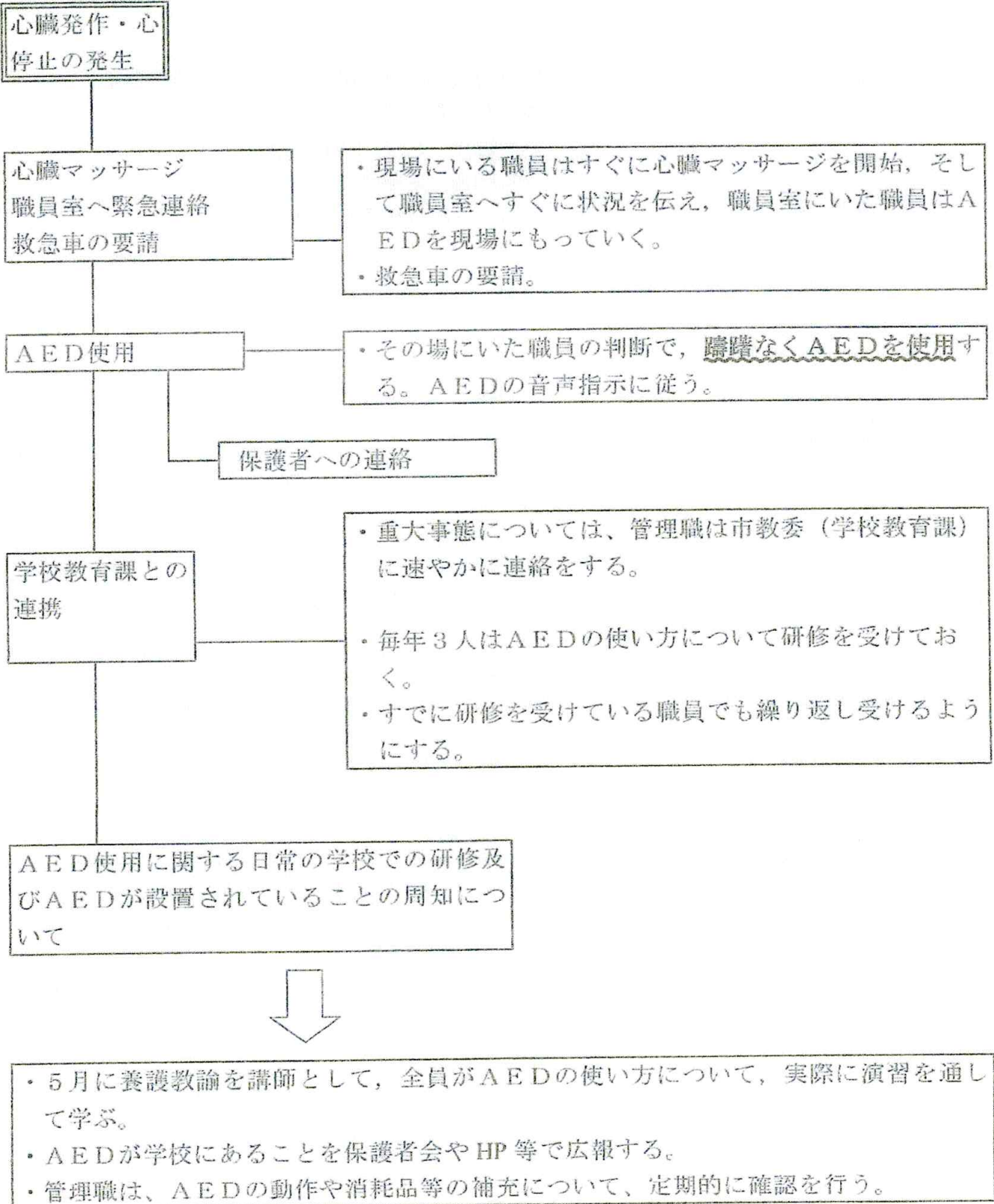


12 AEDの使用について

(1) 平常時におけるポイント

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ア AED設置についての広報 | イ 全職員のAED使用への理解と実践 |
| ウ 心臓発作に対する基礎知識をもつ | エ 情報収集・緊急対応時の体制の整備 |

(2) 緊急時におけるポイント



1.3 火災

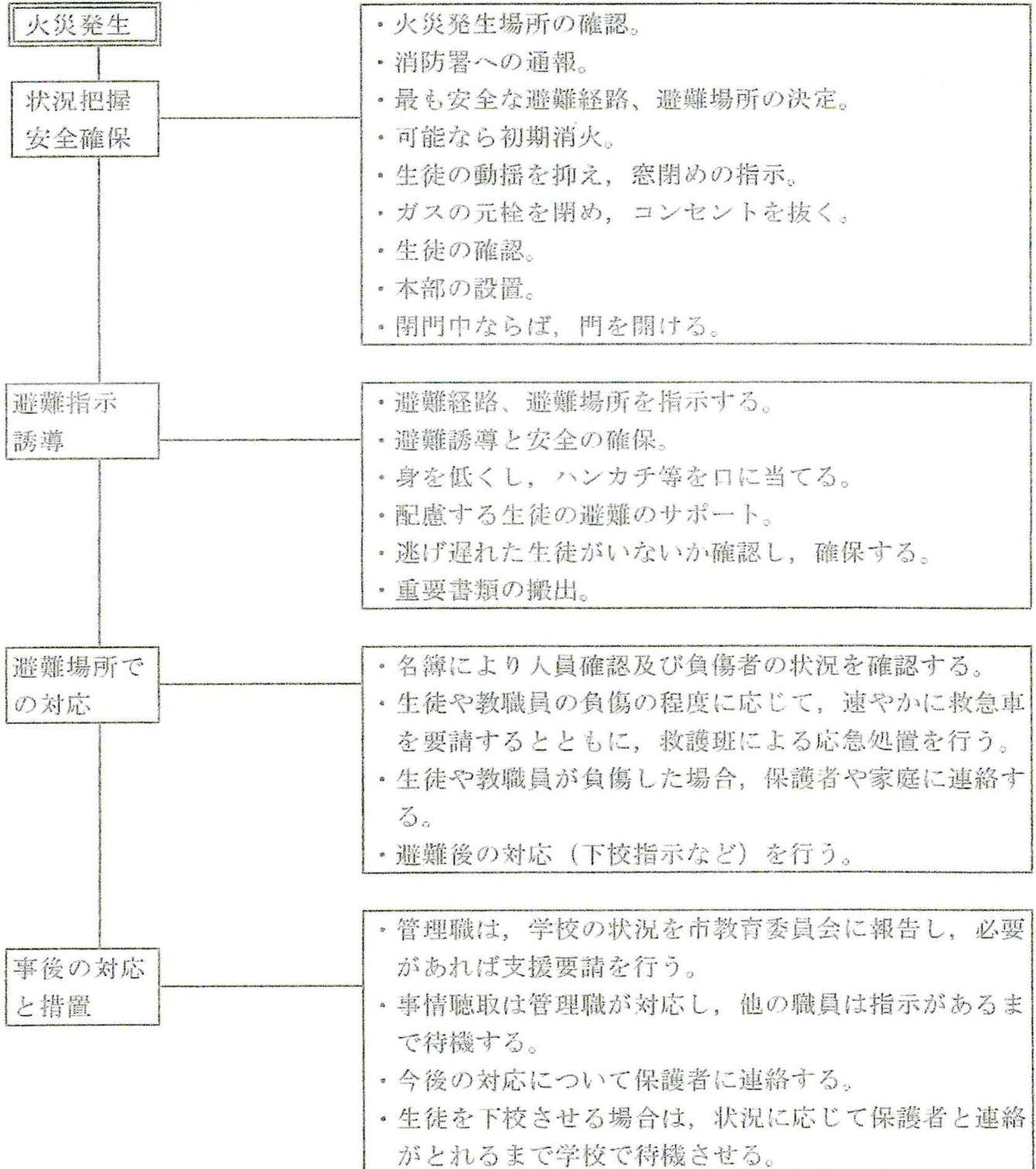
(1) 平常時におけるポイント

ア 防火体制の確立

イ 実践的な避難訓練の実施

ウ 判断の方法

(2) 緊急時におけるポイント



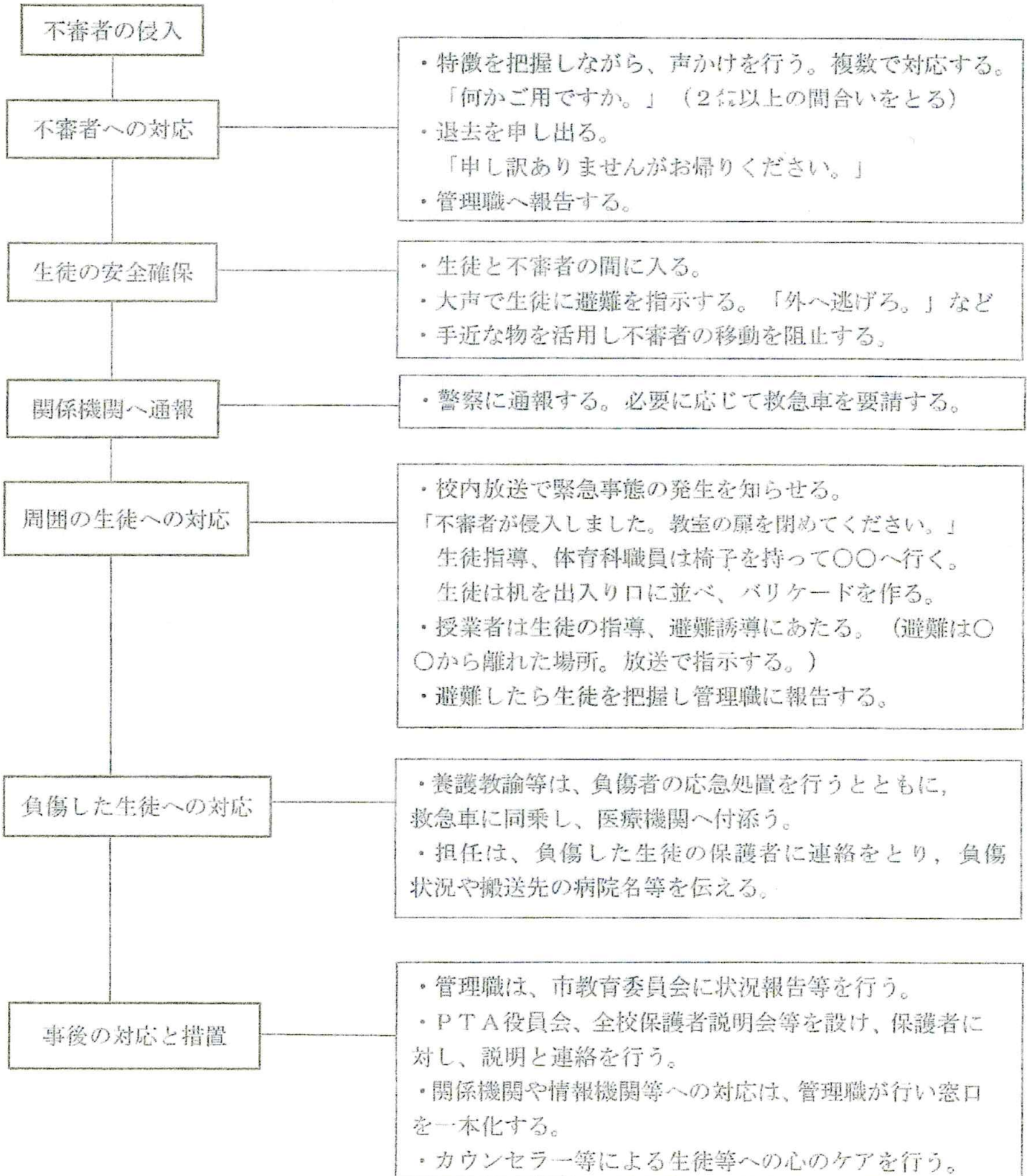
14 不審者

(1) 平常時におけるポイント

- ア 防災体制の確立 イ 不審者の侵入防止体制の整備
ウ 関係機関との連携 エ 家庭や地域社会との連携強化

正門・裏門は必ず閉じる。裏門は登下校時に1名は指導につく。
外部者には必ず声をかける。名札掲示を義務づける。不審者は職員室に通報。
複数対応。教職員も常時ネームプレートの着用を心がける。

(2) 緊急時におけるポイント



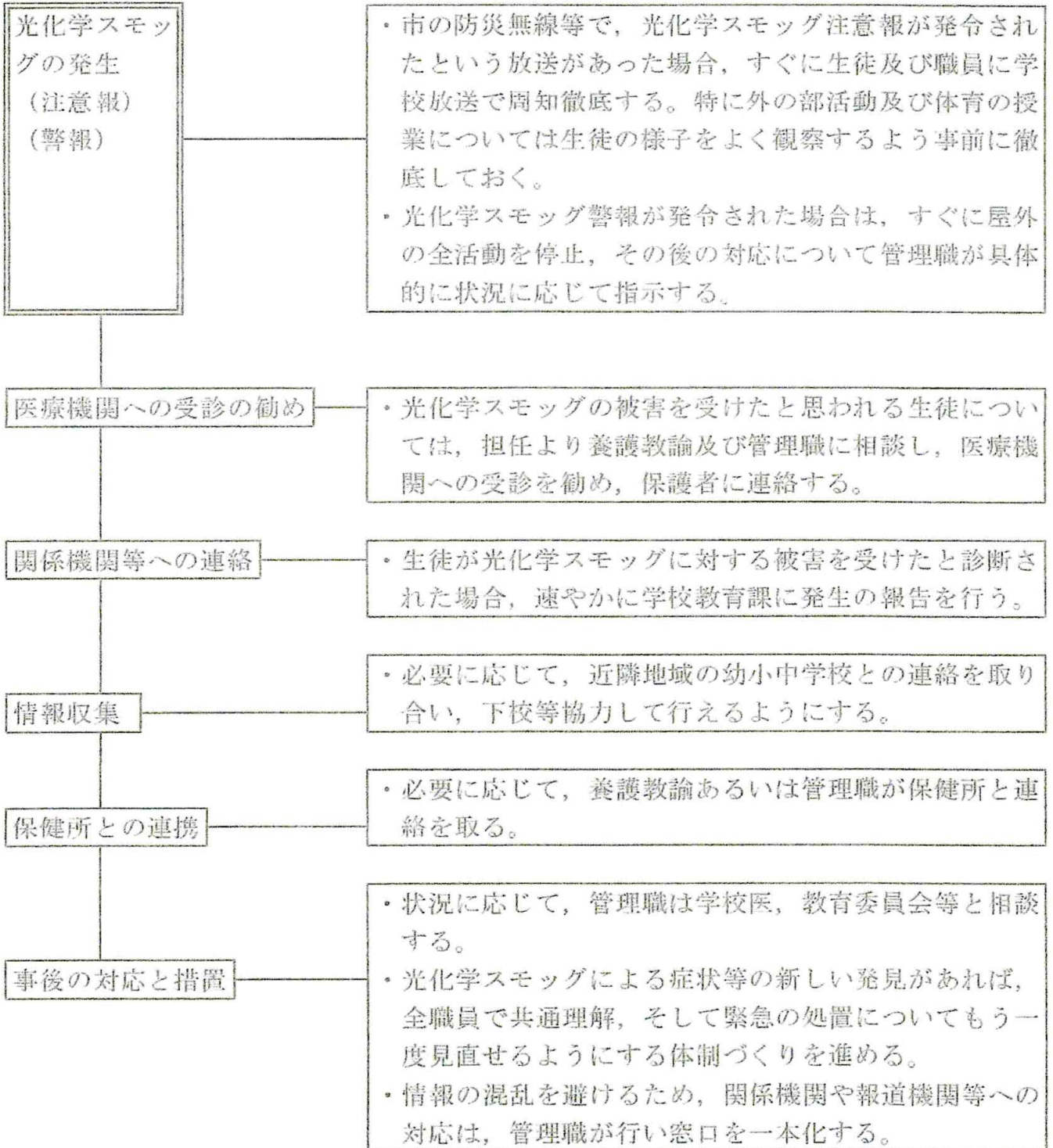
15 光化学スモッグ・PM2.5

(1) 平常時におけるポイント

- ア 生徒の健康管理
- ウ 保健指導の充実

- イ 教職員の健康管理
- エ 情報収集・緊急対応時の体制の整備

(2) 緊急時におけるポイント

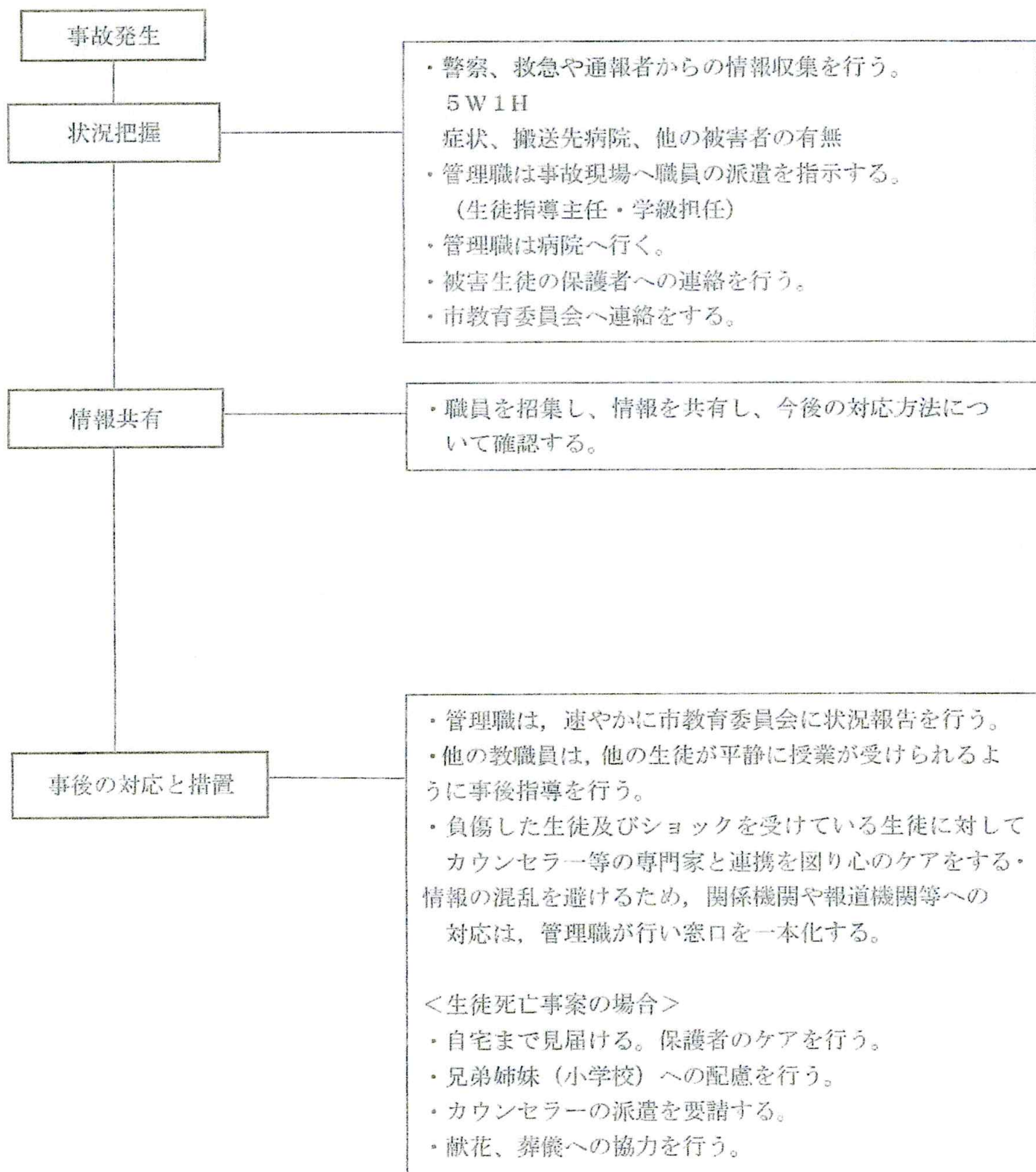


16 交通事故

(1) 平常時におけるポイント

- ア 交通事故への安全指導を行う。
- イ 危険箇所や交通状況の掌握を行う。
- ウ 校外指導を行う。
- エ 登下校指導ボランティアや関係機関との連携

(2) 緊急時におけるポイント



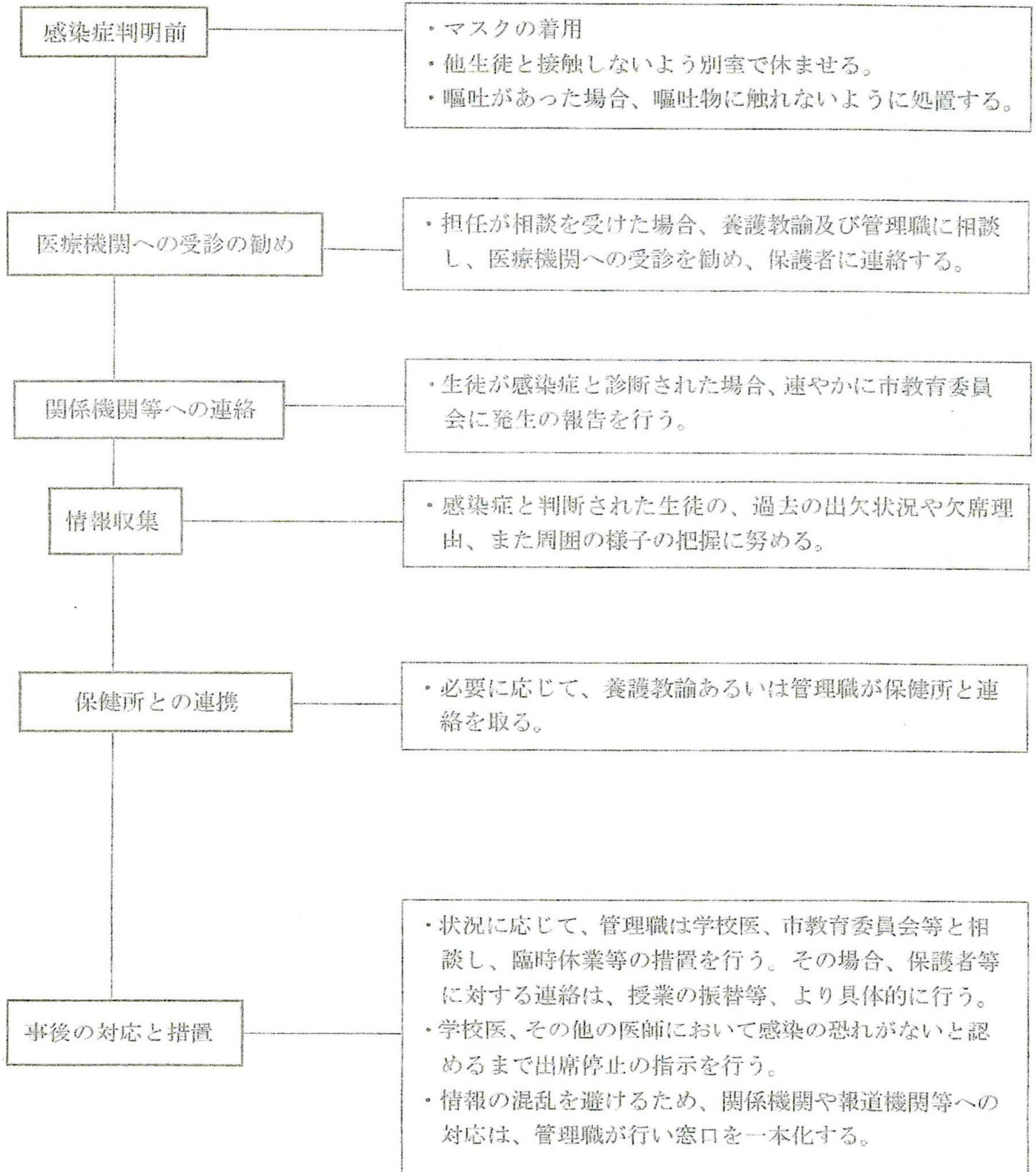
17 感染症

(1) 平常時におけるポイント

- ア 生徒の健康管理
- ウ 保健指導の充実

- イ 教職員の健康管理
- エ 情報収集・緊急対応時の体制の整備

(2) 緊急時におけるポイント



18 薬品・刃物・運動器具・棚等の落下防止等の管理対応

(1) 平常時におけるポイント

- ア 数や数量、状態を正確に把握、管理する。
- イ 点検を確実に行う。
- ウ 危険な物に関しては、施錠して管理する。

(2) 緊急時におけるポイント

【薬品管理】

- ・理科の薬品は、学期に最低1回は理科部会として、複数の目で、残量を確認し、使用簿に記載し、管理職に報告をする。
- ・授業で使用した日に残量を記録するように努める。
- ・劇薬を中心に、転倒による破損を防ぐ対応をする。(ケース・砂)
- ・鍵の管理をしっかりと行う。(だれが、どのように管理しているのか報告)

【包丁・彫刻刀・刃物・ノコギリ・ハンマー・きりの管理】

- ・物品にナンバリングを行い、使用前と使用後数の確認をする。記録をとる。
- ・施錠を行い、管理を徹底する。
- ・生徒が授業等でカッター等を使用する場合は、目的を確認し、安全指導を行う。
- ・不要物、刃物は持ち込ませない。

【運動器具の管理】

- ・整理整頓を着実にを行い、不要物は教頭に報告し、処分する。
- ・日々、目視と手での確認を行い、ぐらつき、腐食がないか、確認をする。
- ・バスケットボード、サッカーゴールは杭等で複数固定されているか、確認をする。
- ・バレーボールネット、バドミントンネットの支柱の安全確認を行う。
- ・ゴールの移動や、ポールを立てたり、ネットを張ったりする作業も、生徒に行わせる際は、安全指導を十分に行い、教師の監視の下で行う。
- ・安全点検は必ず、自らの手で確認をする。

【教室等の棚、ボードの設置について】

- ・震災を想定し、落下の可能性がある場合は、固定したり、安全な場所へと移す。
- ・ベランダ等への出入り箇所には注意を促す掲示物をはる。
- ・震災時に避難経路が妨げられないように、物の配置を考える。高い所に重い荷物を置かない。

19 体罰

(1) 平常時におけるポイント

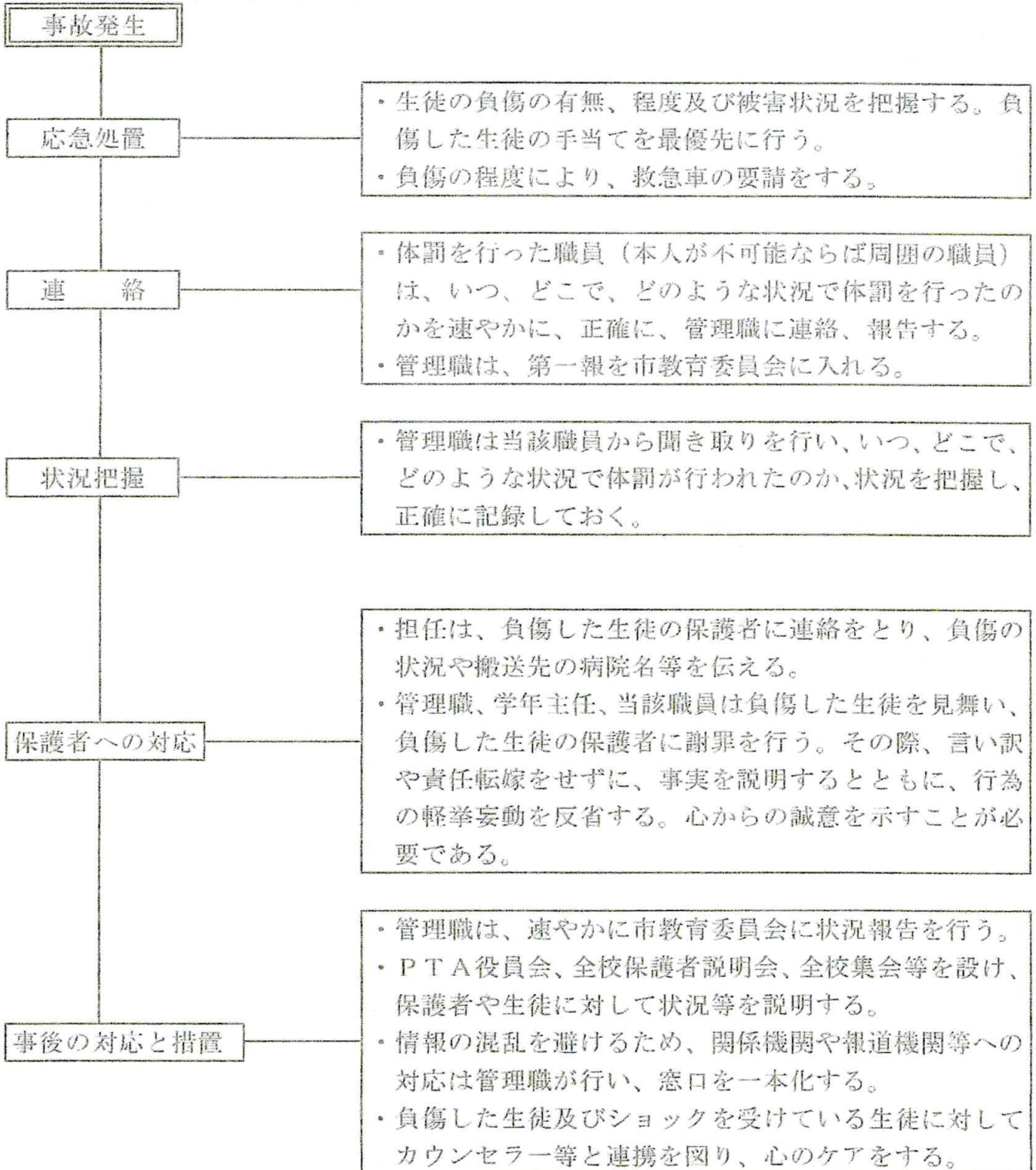
ア 校内体制の確立

イ 教職員の研修の充実

ウ 情報収集・緊急対応態勢の整備

体罰に教育的効果はなく、生徒の心をあずかる者として、絶対に許されるものではないという強い意識を、常日頃より職員間につくりあげる。

(2) 緊急時におけるポイント



20 セクシャルハラスメント

(1) 平常時におけるポイント

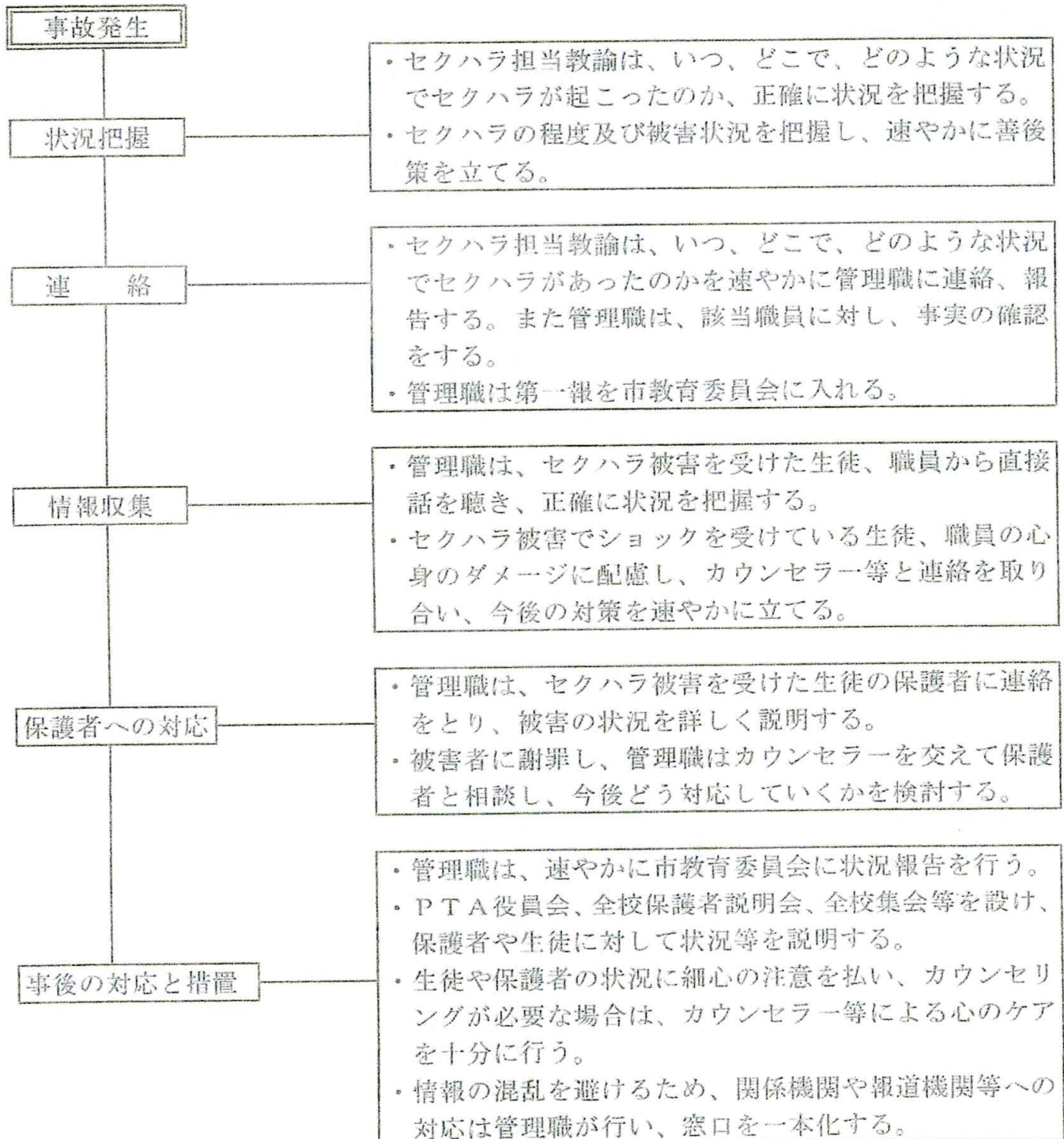
ア 校内体制の確立

イ 教職員の研修の充実

ウ 情報収集・緊急対応態勢の整備

わいせつ・セクハラ行為は、それまで培ってきた学校への信頼を地に落とすものであり、何よりも被害者に消えない心の傷を負わせてしまう、絶対に許されない行為であるという意識を、職員に常日頃より浸透させる。

(2) 緊急時におけるポイント



2.1 個人情報の漏洩

(1) 平常時におけるポイント

ア 記憶媒体の持ち出し禁止

イ 確実な保管及び廃棄

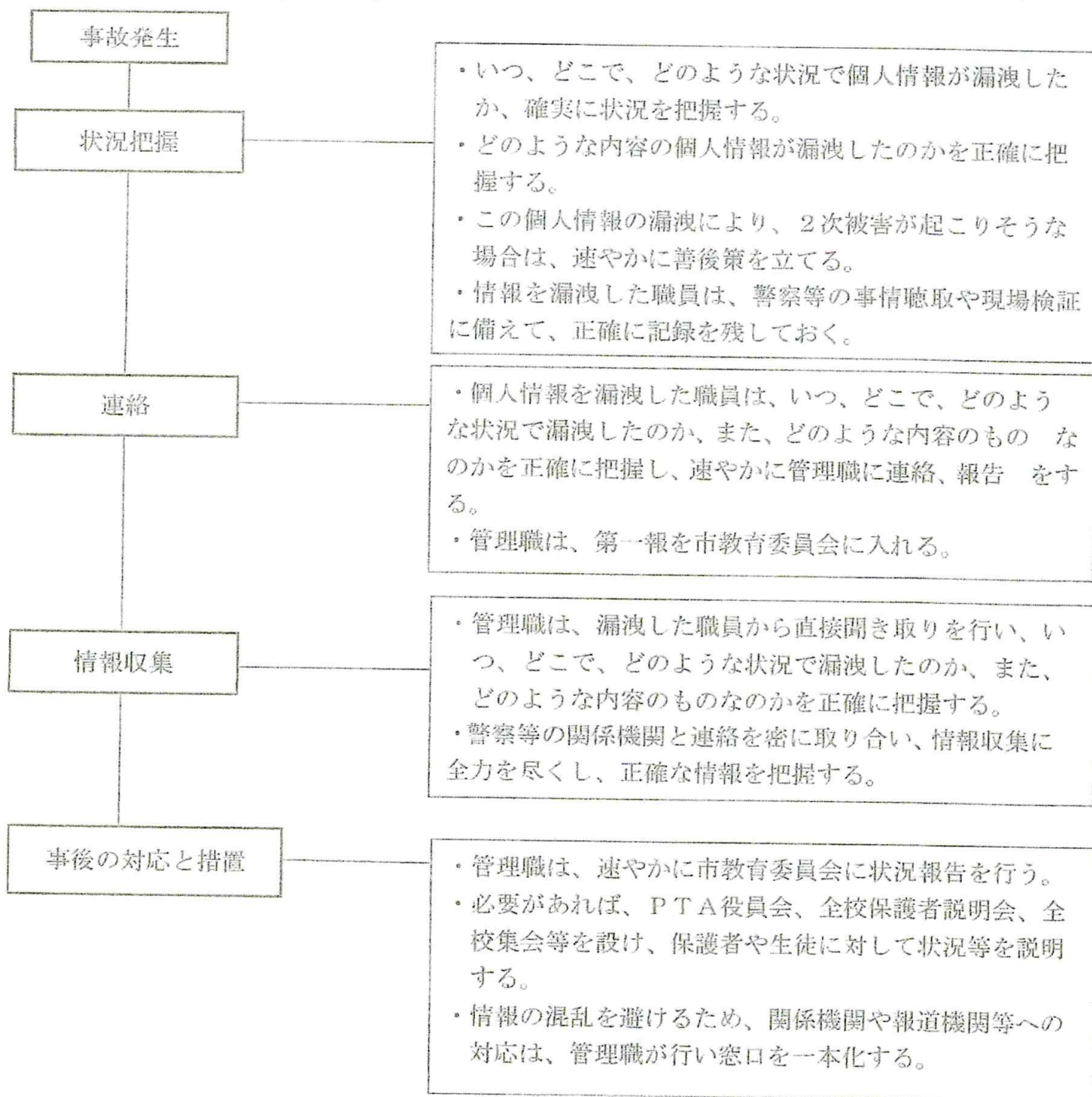
ウ 情報管理の徹底

・個人情報の持ち帰りはしない。どうしても持ち帰る必要がある場合は、教頭の許可を得た上で、記録簿に記載し、返却時にも報告する。

・個人情報の電子データは、原則として、流山市教育委員会のOne Drive上にもみ保存し、PCのハードディスクには入れない。また、USBメモリの使用も不可とする。

・PCは、専用の保管庫（事務室）または施錠できる机で管理する。

(2) 緊急時におけるポイント



2.2 公金の扱い

(1) 平常時におけるポイント

ア 厳正な公金処理体制の確立

イ 公金処理の透明化を図る

- ・学校の集金はすべて公金という認識を強く持ち、一人で計画、処理、報告をすることなく、複数の職員の点検を経て実施、報告を行い、結果については5年間保管する。
- ・集金計画（部活動費およびユニフォーム等購入も同様）を作成し、以下のように点検をし、保護者に通知する。
 - *担当→主任（部活動顧問）→〈起案〉→教頭→校長
- ・会計処理が終わったら、上記と同様に決裁を経て、速やかに会計報告を行う。
- ・出納帳（領収書添付）を作成する。
- ・教頭の会計（PTA会計・学校会計）は学期ごとに校長監査を行う。
- ・市会計は、各処理ごとに、教頭、校長が監査をし、決済する。
- ・修学旅行、林間学園等で100万円を超えるものは、原則複数の業者による見積もりをもとに業者を選定する。（校長・教頭・担当学年職員）
- ・現金を学校に置く必要がある場合は、金庫に入れて、施錠する。
机の引き出し等には、たとえ施錠ができる場合であっても、置かない。

(2) 緊急時におけるポイント

事故発生

情報収集

事後の対応と措置

- ・管理職は該当職員から直接聞き取りを行い、いつ、どのような不正があったのかを正確に把握し、記録をとる。
- ・警察等の関係機関と連絡を密に取り合い、情報収集に全力を尽くし、正確な情報を把握する。

- ・管理職は、速やかに市教育委員会に状況報告を行う。
- ・必要があればPTA役員会、全校保護者説明会、全校集会等を設け、保護者や生徒に対して状況等を説明する。
- ・情報の混乱を避けるため、関係機関や報道機関等への対応は、管理職が行い、窓口を一本化する。

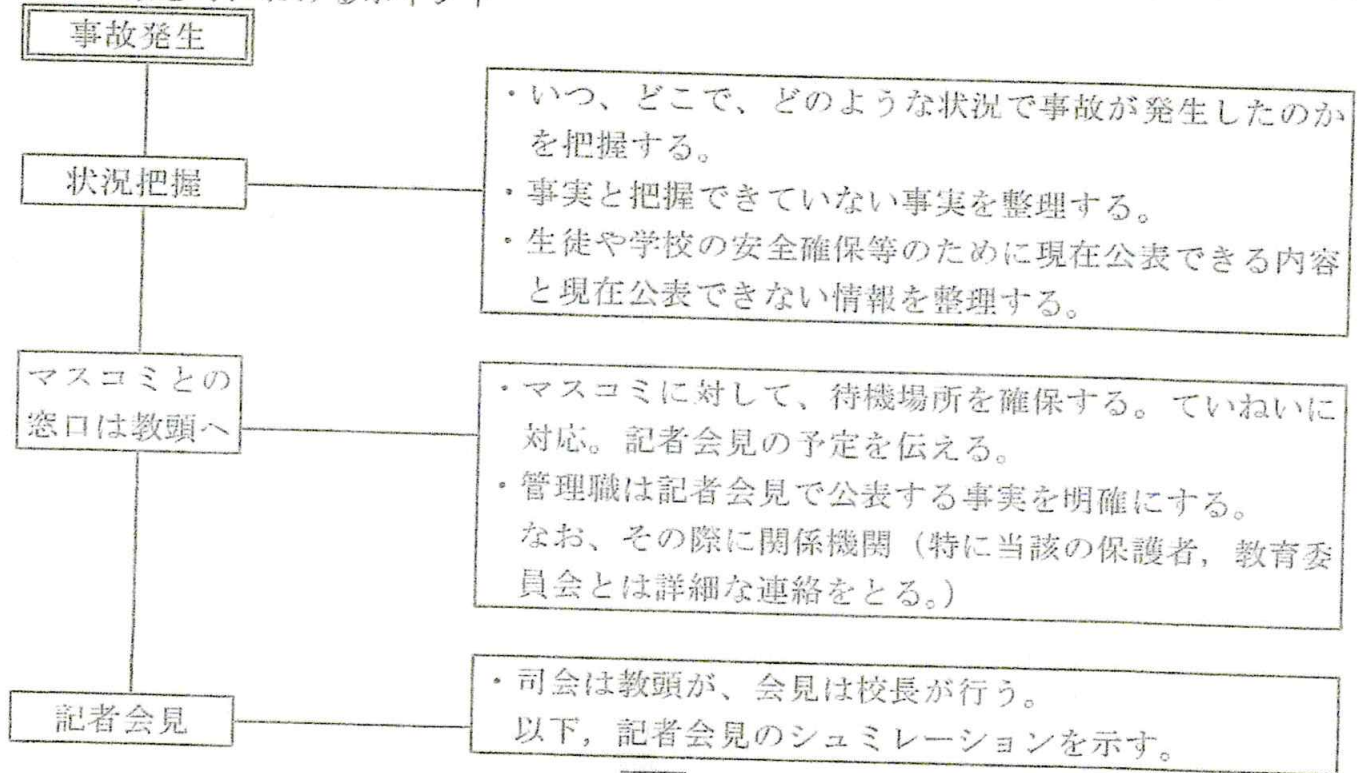
2.3 マスコミ対応

(1) 平常時におけるポイント

ア マスコミ対応の窓口の一本化 イ 記録の完備

マスコミの対応で重要なことは、うそを言わないこと、プライバシーに関わる開題等、公表すべきではないことは言わない、逃げずに誠実に対応することが3原則である。

(2) 緊急時におけるポイント



- ①「先程発生しました当校の生徒による〇〇事件につきまして、事案の概要を説明いたします。」
 - (ア) 資料に基づいて、ゆっくりの上にもゆっくりと話す。
 - (イ) 質問に対して「想定問答」を見逃さない。
 - (ウ) 質問がよく聞き取れなかった時などは、「こういう意味に受け取ってよろしいですか。」等、質問の内容をしっかり確認する。
- ②これ以外に関係者はいないんですか。
 - (ア) 「ありません」と断片的にではなく、「現時点ではありません」と答える。
 - (イ) 挑発的な質問に対し語気を荒げたりしない、あくまでも淡々と穏やかに説明する。
- ③特に「これについての学校の責任はありますか？」等の質問に対して、断片的に「ないと思います。」と答えるのではなく、「現在、事案の詳細については調べております。」と答えていくようにする。
- ④マスコミ対応では、冷静さを欠くようなシチュエーションが生まれやすいので、特に注意し、現在事実として明確でしかも生徒・学校等の安全確保に必要なことを話すようにする。
- ⑤けっして、ごまかしたりウソをつかない。誠実に対応する。

24 全国瞬時警報システム（Jアラート）発令

(1) 平常時におけるポイント

- ア 適切な情報伝達の仕組みと避難場所の設定
- イ 教職員の訓練の実施
- ウ 実践的な避難訓練の実施

(2) 緊急時におけるポイント

Jアラート発令

第一次対応

- 校舎の中に避難し、床に伏せて頭部を守る。
- できるだけ窓から離れ、できれば窓のない近くの建物の中や地下に避難し、床に伏せて頭部を守る
- 校舎に避難できない場合は物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。
- 登下校中の生徒は、上記と同様の対応をとる。しかし、Jアラートが聞こえない場合も考えられる。その際は周囲の変化や人の行動から情報を得る。

①日本に落下する可能性がある。

- 直ちに避難の呼びかけ。上記と同様の行動をとる。
- 追加情報があるまで引き続き屋内避難を継続する。

②日本の上空を通過

- ミサイル通過情報が流れる（流す）。
- 屋内避難は解除。不審なものを発見した場合は、決して近寄らず、直ちに警察、消防へ管理職が連絡する。

③日本の領海外の海域に落下

- 落下場所等の情報が流れる（流す）。ミサイル通過情報が流れる（流す）。
- 屋内避難は解除。不審なものを発見した場合は、決して近寄らず、直ちに警察、消防へ管理職が連絡する。

R4 学校医・近隣医療機関

南部中学校 TEL04-7158-0137
FAX04-7158-6291
〒270-0176 流山市加3丁目600番地の1

専門	医療機関名	TEL	診察時間帯	休診日	住所	備考
内科	椎名医院 (Dr. 椎名 和彦)	7158-1038	9:00~12:00 15:00~18:00	木/日/祝/土曜午後	流・加1-20-14	FAX: 04-7158-6645
	すずき内科クリニック (Dr. 鈴木 憲治)	7159-3251	9:00~12:00 14:00~18:00	日/祝/土曜午後	流・平和台4-5-43平和台メディカルビルディング	FAX: 04-7159-3252 (火) PMは産業医の仕事で企業へ
	寺田耳鼻咽喉科クリニック (Dr. 寺田 多蔵)	7178-8733	9:30~12:00 15:00~17:30	木/日/祝/土曜午後	流・後平井283-1	
	おおたかの森北口駅前眼科 (Dr. 都築 恭子)	7126-0675	9:30~12:30 14:00~18:00	木/祝	流・東初石6-182-15栗樹園ST3階	
耳鼻科	おおつか歯科クリニック (Dr. 大塚 宗一郎)	7158-8686	9:30~12:00 14:30~18:30	水/日/祝	流・南流山1-10-2クレール香書館102	
	みわのやま歯科 (Dr. 菅柳 正人)	7136-7648	9:00~13:00 14:00~18:30	水/日/祝	流山市三輪野山3-1-21	FAX: 04-7158-8666 FAX: 04-7136-7648
学校薬剤師	山崎薬局本店 (薬剤師 山崎邦秀)	080 (7859) 3292	閉店		流・5丁目9-1	FAXなし 連絡先は携帯電話のみ
眼科	柿田眼科	7159-8888	8:30~12:00 14:30~18:00	水/日/祝/土曜午後	流・南流山4-1-15	
	さとう眼科クリニック	7178-2211	9:00~12:00 15:00~18:00	木/日/祝	流・東初石3-103-34 須藤ビル1F	
	西浦眼科	7155-1771	8:30~11:30 14:30~18:00	木/日/祝	流・江戸川台西1-123	
	ふじおが眼科 (おおたかの森・C2F)	7159-8888	8:30~12:00 14:30~18:00	水/日/祝/土曜午後	流・南流山4-1-15	
整形外科	いしい眼科	7155-6602	9:00~12:00 15:00~18:00	水/土曜午後/日/祝	流・中野久木511-2	
	南流山整形外科	7157-6680	8:30~12:00 15:00~19:30 木・土 8:30~12:00	木/土曜午後/日/祝	流・南流山2-18-4	整形外科
	ためがけ整形外科クリニック	7157-8877	9:00~12:00 14:00~18:00	木/日/祝/土曜午後	流・平和台4-5-43メディカルビルディング2F	リハビリテーション科・リウマチ科 リウマチ科 リハビリ科
	松戸整形外科おおたかの森クリニック	7128-9891	(平) 8:30~12:00 14:00~17:00 (土) 8:30~12:00 14:00~16:30	木/日/祝	流・おおたかの森北1-1-2-10KITプラザ2F	整形外科 リハビリテーション科
総合病院	東葛病院	7159-1011	8:30~11:30 13:00~15:45 土曜: 8:30~11:30 夜間外来: 16:45~19:00	日/祝/土曜午後	流・中102-1	内・小児・外・整形・神内・眼・呼吸 耳鼻・消化・循環器・皮膚・泌尿器
	東葛病院付属診療所	7158-7710	9:00~12:00 13:30~16:30	日/祝/土曜午後/ 第3水曜午後	流・藍ヶ崎1-1	内・神内
	千葉愛友会記念病院 (旧: 流山総合病院)	7159-1611	9:00~13:00 14:00~19:00 ※内・小児・外・整形は、~17:30 【急患は24時間対応】	日/祝	流・東初石2-182-2	内・小児・外・整形・脳神経外・眼 耳鼻・呼吸・循環器・胃腸・肛門 皮膚・泌尿器・婦人・リハビリ
	流山中央病院	7154-5741	8:00~11:30 13:30~17:00 【急患は24時間対応】	日/祝	流・東初石2-182-2 整形外科: 月水木はPM休診	内・外・整形・脳神経外・眼・形成 循環器・消化器・肛門・皮膚 泌尿器・リハビリ・放射線・麻酔
流山市休日診療所	7155-3456	9:00~11:30 13:00~16:30 【救急・時間外は24時間対応】	土曜午後/日/祝	相・豊四季113 整形外科: 金土はPM休診 脳外科: 午後火・水のみ、	内・小児内/外・呼吸内・外傷外 整形・脳神経外・眼・肛門・消化器外 泌尿器・循環器・リハビリ 救急・心療内	